

平成25年12月第4回八街市議会定例会会議録（第1号）

.....

1. 開議 平成25年11月29日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

- 1番 長谷川 健 介
- 2番 鈴木 広 美
- 3番 服 部 雅 恵
- 4番 小 菅 耕 二
- 5番 小 山 栄 治
- 6番 木 村 利 晴
- 7番 石 井 孝 昭
- 8番 桜 田 秀 雄
- 9番 山 口 孝 弘
- 10番 小 高 良 則
- 11番 湯 淺 祐 徳
- 12番 中 田 眞 司
- 13番 古 場 正 春
- 14番 林 政 男
- 15番 新 宅 雅 子
- 16番 鯨 井 眞佐子
- 17番 加 藤 弘
- 18番 京 増 藤 江
- 19番 右 山 正 美
- 20番 丸 山 わき子
- 21番 川 上 雄 次
- 22番 林 修 三

.....

1. 欠席議員は次のとおり

な し

.....

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

- | | | | |
|---|-----|---|---------|
| 市 | | 長 | 北 村 新 司 |
| 副 | 市 | 長 | 小 澤 誠 一 |
| 教 | 育 | 長 | 川 島 澄 男 |
| 総 | 務 部 | 長 | 浅 羽 芳 明 |
| 市 | 民 部 | 長 | 加 藤 多久美 |

市民部参事(事) 国保年金課長	小 出 聰 一
経 済 環 境 部 長	中 村 治 幸
建 設 部 長	糸 久 博 之
会 計 管 理 者	江 澤 弘 次
教育委員会教育次長	長谷川 淳 一
農業委員会事務局長	麻 生 和 敏
選挙管理委員会事務局長	石 毛 勝
監 査 委 員 事 務 局 長	吉 田 一 郎
財 政 課 長	佐 藤 幸 男
高 齢 者 福 祉 課 長	宮 崎 充
下 水 道 課 長	藏 村 隆 雄
水 道 課 長	金 崎 正 人
学校給食センター所長	加 瀬 芳 之
総務部参事(事) 総務課長	石 毛 勝
社 会 福 祉 課 長	石 川 良 道
経済環境部参事(事) 農政課長	吉 野 輝 美
建設部参事(事) 道路河川課長	勝 股 利 夫
庶 務 課 長	勝 又 寿 雄

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事 務 局 長	森 田 隆 之
副 主 幹	太 田 文 子
副 主 幹	梅 澤 孝 行
主 査 補	須 賀 澤 勲
副 主 査	居 初 理 英 子

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程(第1号)

平成25年11月29日(金) 午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 閉会中の継続審査の件
議案第10号から議案第16号
委員長報告、質疑、討論、採決
- 日程第4 議案の上程
議案第1号から議案第10号

提案理由の説明
日程第5 発議案の上程
発議案第6号
提案理由の説明
日程第6 休会の件

○議長（林 修三君）

本日、平成25年12月第4回八街市議会定例会はここに開会される運びとなりました。

この定例会は議案10件、発議案1件が提出されることになっています。

慎重に審議を尽くされ、市民の負託に応えられますよう期待いたしますとともに、議会運営につきましてもご協力をお願いいたしまして、開会のご挨拶といたします。

ただいまから平成25年12月第4回八街市議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員は22名です。したがって、この定例会は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

日程に入る前に報告をします。

最初に、地方自治法第121条の規定に基づく出席者は配付のとおりです。

次に、誠和会から10月18日付で会派代表者変更届がありました。新代表者は中田眞司議員です。

次に、決算審査特別委員長から付託事件の審査報告書が提出されましたので、その写しを配付しておきました。

次に、11月21日までに受理した陳情3件につきましては、その写しを配付しておきました。

次に、監査委員から、9月、10月予算執行分にかかる例月出納検査報告書が提出されましたので、その写しを配付しておきました。

次に、市長の専決処分事項に指定されている和解について1件、損害賠償額の決定について2件、訴訟の提起について3件が議長宛てに提出されましたので、その写しを配付しておきました。

次に、地方自治法第100条13項及び会議規則第172条第1項の規定に基づく議員派遣について、配付の資料のとおり派遣を行いました。

次に、地方自治法第104条の規定により、議会の代表として出席した会議等は、配付のとおりです。

以上で報告を終わります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第88条の規定に基づき、鈴木広美議員、長谷川健介議員を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

この件については、議会運営委員長より発言を求められておりますので、これを許します。

○湯浅祐徳君

おはようございます。議会運営委員会からご報告申し上げます。平成25年12月定例会の会期等を協議するため、去る11月21日に議会運営委員会を開催し、協議いたしましたので、その結果について報告します。

12月定例会に上程される案件は、議案10件、発議案1件であります。

次に、一般質問の通告が個人16人からありました。

以上の案件を審議するため、12月定例会は、お手元に配付してあります会期表のとおり、会期を本日から12月24日までの26日間と協議決定いたしましたので、この会期等にご賛同を賜り、円滑な議会運営ができますよう議員各位の協力をお願い申し上げまして、議会運営委員長の報告といたします。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（林 修三君）

ただいまの委員長報告のとおり、この定例会の会期は本日から12月24日までの26日間とすることにご異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（林 修三君）

ご異議なしと認めます。会期は26日間に決定しました。

日程第3、閉会中の継続審査事件でありました議案第10号から議案第16号を一括議題とします。

決算審査特別委員長の報告を求めます。

○山口孝弘君

おはようございます。ご報告申し上げます。決算審査特別委員会に付託されました、平成24年度八街市一般会計、各特別会計歳入歳出及び水道事業会計の決算の認定について、審査の経過と結果をご報告いたします。

本特別委員会は、さきの平成25年9月第3回定例会において設置され、同時に各会計決算の認定について付託されました。また、審査の都合により、閉会中の継続審査の議決を得て、去る10月2日、3日、4日の3日間にわたり、市長、副市長、教育長及び各関係部課長等の出席を求め、開催いたしました。

それでは、各決算ごとの審査結果を要約して、主なものをご報告申し上げます。

議案第10号、平成24年度八街市一般会計歳入歳出決算の認定についてです。

本決算は、歳入決算額198億5千830万4千459円、歳出決算額190億8千239万8千829円で、歳入歳出差引額は7億7千590万5千630円となりました。このうち5億5千万円を財政調整基金に積み立て、2億2千590万5千630円を平成25年度に繰り越しするものです。審査の方法は歳入全款を先議し、歳出は款ごとに審査しました。

審査の過程において委員から、まず歳入では、「現在の八街市の財政状況は、平成24年度は一層、財政力指数が下がり、経常収支比率が前年度より上がっているということで、かなりの財政の硬直化が見えます。来年度の予算編成に入る時期と思いますが、来年度にはどのように、この財政困難を克服していくのか伺う。」という質疑に対して、「行財政改革プランに沿った形の事務事業の見直し、費用対効果の分析、及び執行方向についても見直しを実施して、その成果を予算要求に十分反映させるようにし、経常収支比率が平成24年度は

上がりましたが、それを抑えつつ、弾力性のある財政運営をしていきたいと考えています。」という答弁がありました。

次に、「保育園施設整備事業740万円の内容を伺う。」という質疑に対して、「かいたく保育園の施設整備事業に市債を充てたものであります。」という答弁がありました。

次に、「衛生費国庫補助金の浄化槽設備整備事業循環型社会形成推進交付金が、昨年度に比べて大きく減額している理由を伺う。」という質疑に対して、「平成23年度まで国のモデル事業のため、国の補助率が、通常は3分の1だったものが6分の3と、補助率が高かったためです。平成24年度は通常に戻っています。」という答弁がありました。

次に、「収納補助員が介護保険料、後期高齢者医療保険料を徴収するようになった理由と額を伺う。」という質疑に対して、「納付に市役所まで行くのに、交通の便が悪いなどでなかなか行けないので収納に来ていただければというお話がありましたので、当時の介護保険課と国保年金課と協議をした結果、市内を収納補助員が回っていますので、その中で保険料等についても収納することにしました。補助員が収納するのは、担当課においてお話が整っているものを定期的に集金に伺うものです。収納補助員が収納した介護保険料は、平成24年度68万3千700円。後期高齢者医療保険料が35万400円です。」という答弁がありました。

次に、「市税収が過去5年間で最低の税収額でありました。一方では今までにない、強力な差し押さえであったのではないかと思います。差し押さえ件数と額を伺う。」という質疑に対して、「平成24年度の差し押さえの件数は総件数が626件、内訳は不動産が172件、動産が14件、預貯金162件、給与44件、生命保険219件、その他15件で、差し押さえの対象税額が6億3千866万4千266円です。」という答弁がありました。

次に、「市税では、子ども手当の導入の際に、年少扶養控除の廃止、特定扶養控除の縮小が行われているが、市ではどのぐらいの税収につながったのか伺う。」という質疑に対して、「前年度の市民税の個人所得割では、調定額が約9千800万円増となっていますので、このほとんどが年少扶養控除の廃止に伴うものと考えております。」という答弁がありました。

次に、「固定資産税は前年度と比べると8.47パーセント、2億3千900万円の減です。これは評価替えがあったということですが、状況を伺う。」という質疑に対して、「平成24年度評価替えがあり、大きく下落しました。具体的には、固定資産税の土地については、毎年、時点修正がありますので下落はしていますが、大きな下落率ではありませんでした。一方、家屋については、一旦評価替えをすると3年間その額で固定資産税がかかることとなります。逆に言うと、3年たつと大きく下落してしまうこととなります。したがって、今回、土地と家屋の評価替えに伴う下落が非常に大きかったこととなります。償却資産は、基本的には毎年その償却資産の対象が同じであれば定率で落ちていきます。しかし、各年において新規分がありますので、単純に落ちるものではなく、平成23年に住野地区に非常に大きな製造工場が建設され、平成24年度から償却資産が課税されることになりましたので、償却資産については若干増えている状況です。」という答弁がありました。

次に、「児童福祉費負担金の不納欠損額、収入未済額の内容を伺う。」という質疑に対して、「不納欠損額は146万4千360円。内訳は市立保育園の滞納繰越分、時間外保育料の滞納繰越分及び私立保育料の滞納繰越分の15件になります。また、収入未済額722万1千260円は、現年度分10人で58万3千400円。滞納繰越分は、66人で663万8千220円になります。」という答弁がありました。

次に、「教育費の国庫補助金の収入未済額の内容について伺う。」という質疑に対して、「平成24年度末の3月に、耐震補強工事4校分と浄化槽の改修工事2校分の補正をし、平成25年度に繰り越した分の収入未済額になります。」という答弁がありました。

次に、歳出2款総務費では、「人事評価制度はいつから実施され、研修には何名参加しているのか。また、その評価内容がどのように活用されているのか伺う。」という質疑に対して、「平成18年度から実施しています。研修の参加人数は、評定者の研修として所属長、または行政職6級以上の職員が45名。被評定者の研修には279名が参加しました。評価内容の活用については、各評定者が職員と毎日接している中で、その職員の業績また個人の能力というものを判断して評価しています。今後の異動等も含めた人事に対しての参考として、適正な人事に努めていく資料になります。」という答弁がありました。

次に、「市長交際費の支出基準が平成24年度に見直しされ、成果は得られているのか。過去5年間の推移を伺う。」という質疑に対して、「平成20年度は183万7千500円。前年度と比較して2万4千900円、1.4パーセントの増。平成21年度は161万1千500円。前年度と比較して22万6千円、12.3パーセントの減。平成22年度は175万6千500円。前年度と比較して14万5千円、9.0パーセントの増。平成23年度は186万8千円。前年度と比較して11万1千500円、6.3パーセントの増となっていました。平成24年度に支出基準の見直しをした結果、128万3千125円、前年度と比較すると58万4千875円、31.3パーセントの減となっています。」という答弁がありました。

次に、「市長交際費は財政が厳しいと市民に説明している以上、徹底した見直しが必要と思うが、平成24年度の市長交際費の見直しの内容を伺う。」という質疑に対して、「見直しの主なものは、慣例的に各種会合等へ会費、参加費という形で支出していたところを全て廃止しました。飲食等を伴う会議についても、実費負担分を支出するよう見直しました。」という答弁がありました。

次に、「市民参加協働事業費では、協働の街づくり検討協議会を設置する予定だったと思うが、状況を伺う。」という質疑に対して、「平成24年度中に市民の方を交えた検討会を立ち上げる予定でしたが、協働に関する周知などがまだ不足していることなどがありました。平成24年度は職員研究会、市民講座などを開催していますが、平成25年度に向けて検討会を立ち上げていく方向になりました。近く、検討会を立ち上げる予定で進めています。」という答弁がありました。

次に、「契約事務では、同一業者による長年の落札について、大変問題があると思うが、

平成24年度は、この点について改善されたのか伺う。」という質疑に対して、「特に業務上、何らかの問題を起こさない限りは、次回から指名を外すということもできませんし、契約については競争入札の結果でありますので、その辺を尊重しているところで、改善策はとっていません。」という答弁がありました。

次に、「庁舎管理費では、約4割が光熱水費です。太陽光発電等の取り組みを検討する必要があるのではないかと伺う。」という質疑に対して、「太陽光発電については、公共の建物、遊休地について状況等を調査していきたいと考えています。また、電気料金の対応としては、特定電気事業者などを検討していきます。」という答弁がありました。

次に、「市税過誤納還付金及び返還金は、予算1千500万円に対して、決算額は3千655万円と、2倍になった理由を伺う。」という質疑に対して、「主な内訳は、市県民税が約500万円、固定資産税が約670万円、法人市民税が約300万円の増です。理由として、固定資産税については、昨年の小規模住宅用地特例の漏れや都市計画税の課税誤りに伴いまして、還付金等が増加しました。市県民税については、扶養控除や医療費控除の追加に伴う確定申告あるいは住民税申告によりまして、還付が増加したものです。法人市民税については、中間申告をし予定納税をした事業者の決算確定に伴う還付が前年度と比較して増加したことが主な理由でございます。」という答弁がありました。

次に、「死亡者課税をした上に死亡者の口座から引き落としをし、返還しないのは納得がいかない。返還するのが当たり前と考えるが、どのように考えているのか。」という質疑に対して、「死亡者課税につきましては、不適切な課税であるという認識は持っています。相続登記なり、相続人代表者指定届の提出を求めるべきであります。しかしながら、当該死亡者名での賦課決定後に送付しました納税通知書を受領し、これにより相続人が納付していることは、相続人が当該固定資産税を相続人が納付すべきという認識を持っていると考えています。また、当該納付についても、生前に届け出をした銀行口座等から振替納付された場合にあっては、納税通知書には届け出の銀行口座に係る情報、例えば銀行名、支店名、口座番号等を表示いたしまして、相続人にこれを通知し、その後、振替納付となったものであり、相続人は納付を理解、認識していると思われまます。しかし、このままこの状態を放置することもいかなものかということで、平成23年12月に、その後も口座振替を希望される場合には新たな口座を指定して手続をしていただきたい、という通知をしたところ、これらに関する疑義や問い合わせ等についてはありませんでした。死亡者課税については不適切ながら、相続人からの納付は有効と判断しているところです。」という答弁がありました。

次に、歳出3款民生費について、「在宅障害者福祉費では、グループホーム等運営補助の数と利用者の実態を伺う。」という質疑に対して、「グループホーム・ケアホーム運営費補助金については、31施設で利用者46名分になります。」という答弁がありました。

次に、「生活保護総務費の就労支援によって、就労に結び付いた実績を伺う。」という質疑に対して、「生活保護被保護者の実数で就労支援相談を受けた方が90人で、うち就労された方が35名でありました。」という答弁がありました。

次に、「生活保護費の医療扶助費では、ジェネリック医薬品を使用している方はどのくらいいるのか。」という質疑に対して、「平成23年5月の国レベルでは、数量シェアで医療全体で23パーセントであったのに対して、生活保護は20.9パーセント。金額シェアで、医療全体では8.4パーセントであるのに対して、生活保護は7.5パーセントと、低い状況です。県からの照会に答える分析しか行っておりませんが、平成24年5月の支払基金審査分では、金額シェアで8.57パーセント、平成25年2月審査分では11.47パーセントになります。この数字だけで一般的に論ずることはできませんが、相対的にはシェアは高いのではないかと考えています。」という答弁がありました。

次に、「生活保護では、現在ケースワーカーは何人に対応しているのか伺う。」という質疑に対して、「本年4月1日付の人事異動によりまして、社会福祉課は1名増員となりました。保護担当全体で9人体制になりましたので、査察指導員を1名から2名体制にしまして、ケースワーカーが7名という状況です。」という答弁がありました。

次に、「生活保護を受けている方に、エアコン設置の対応はどのようになっているのか伺う。」という質疑に対して、「被保護者に対するエアコン設置は、市社会福祉協議会の県の委託事業を通した貸し付けの制度を利用させていただく形で対応しています。」という答弁がありました。

次に、「無料低額宿泊所の現在の利用者数を伺う。また、利用期間が最長者で9年5カ月の方がいらっしゃるとのことですが、無料低額宿泊所の利用の仕方などを検討すべきではないか伺う。」という質疑に対して、「本市には、無料低額宿泊施設は3カ所あります。平成25年5月1日現在の各人員は、モアライフが4名、グッドライフ八街寮が1名、太陽荘が30名、市内合わせて35名で、このほかの市外の無料低額宿泊所に8名おり、計43名になります。利用の仕方については、基本的には就労支援等を受けて施設からの退所という形になりますが、いろいろなケースがありますので、その方の状況を加味した中で今後は進めていかなければならないと考えています。」という答弁がありました。

次に、「社会福祉協議会活動促進費が、前年度より600万円減額の理由を伺う。」という質疑に対して、「平成23年度に、単年度の県事業として地域支え合い体制づくり事業が行われていましたが、平成24年度は事業がなかったことによる差が主なものです。」という答弁がありました。

次に、「ひとり暮らし高齢者等訪問業務では、傾聴ボランティア2人1組で月1回1時間ということですが、何名ぐらいに訪問しているのか伺う。」という質疑に対して、「訪問実人員では、49世帯で56名になります。訪問件数は300件で、延べ活動日数は248日です。ボランティアの実人員は29名です。」という答弁がありました。

次に、「障害者福祉費では、補正予算で約5千万円の減、それから不用額で5千900万円と、約1億円使用しなかったということなんですが、その主な原因はどのようなところにあるのか伺う。」という質疑に対して、「不用額約5千万円の主なものについては、障害者自立支援給付事業費の中の障害介護給付費及び障害児通所給付費の不用額約4千600万円

であります。これは月々の給付金額が多額で金額差も大きいため、給付見込額の算出が難しく、結果として見込額を下回り、不用額となったものです。補正額約5千万円の減額については、主に扶助費であり、3月補正において不用額の見込額を算出し、減額をしたものです。」という答弁がありました。

次に、「ひとり暮らしの世帯は1千680人、高齢者2人世帯は2千347人で、要援護の方はその中の約1割と把握しているところですが、これから要援護しなければならない予備軍の方もいるので、いざというときの対応と体制について伺う。」という質疑に対して、「要援護高齢者の実態把握をして、その後、消防署や行政、さらに各避難所などの施設関係に、情報を開示できるものを整理しなければと考えています。これからも、訪問によってその家庭の状況もわかりますので、さらにまとめて記録表を作成し、開示できるようにしたいと考えています。」という答弁がありました。

次に、「敬老会に参加される高齢者の参加率。また、従来からの敬老事業ではなく、ほかの方法についての要望などないのか伺う。」という質疑に対して、「参加率は、平成24年度で33.86パーセントです。敬老会事業の内容について、現状のままでよいということではなく、地域参加を含めた形で検討したいと考えています。」という答弁がありました。

次に、「各児童クラブの定数と利用状況を伺う。」という質疑に対して、「平成25年3月現在で、八街児童クラブは定員70名、利用者が42名。八街北は定員40名、利用者が31名。川上は定員40名、利用者が40名。朝陽は3棟あわせて定員90名、利用者が62名。交進は定員40名、利用者が12名。二州は定員40名、利用者が26名。笹引は定員40名、利用者が16名。沖は定員30名、利用者が2名。八街東は定員50名、利用者が41名でありました。」という答弁がありました。

次に、「保育料表をさらに細分化させて、保育料を納めやすくしていくという取り組みも必要ではないか伺う。」という質疑に対して、「八街市の保育料については、今まで国の基準額改定のたびに検討されてきたところです。国の方では今8段階の基準がありますけれども、現在八街市は7階層となっております。保育園の運営は、全てを保育料で賄っているわけではありませんが、八街市としてはどのくらいが妥当なのか検討することは必要と思っています。また、平成27年度から子ども子育て制度が変わり、保育料の算定が変わると聞いていますので、それも合わせて検討したいと考えています。」という答弁がありました。

次に、歳出4款衛生費について、「公害対策諸費の自動車騒音常時監視業務では、八街市ではどのような結果が出ているのか伺う。」という質疑に対して、「騒音業務を実施した場所は、南部地区で国道126号付近2カ所、山田台大網白里線で1カ所、岩富山田台線大木で1カ所の計4カ所になります。機材を設置して24時間調査を行い、車種別の通過台数及び騒音について調査したもので、特に問題はありませんでした。5カ年計画で八街市内を実施します。」という答弁がありました。

次に、「産業廃棄物不法投棄監視員と不法投棄監視業務の内容を伺う。」という質疑に対して、「監視員については、20名により不法投棄監視地区を決めて、その周りの監視等

を行い、通報していただく形になっております。監視業務は専門の警備会社の方をお願いして、市内の22カ所につきまして、週末の午後から夜間にかけて、調査監視を行っています。」という答弁がありました。

次に、「クリーンセンター周辺地区対策費の周辺地区振興補助金を神田と用草に支出しているが、この補助金はいつまで続くのか。また、この補助金はどのような使い方をされているのか伺う。」という質疑に対して、「この補助金は、クリーンセンターが稼働してから支出しています。地元対策ということで、最終処分場、クリーンセンター等が閉鎖するまでの間は支出する必要があると考えています。補助金の使用内容は、主に周辺のごみ等の収集並びに法面等の草刈り、また、地元での会議費等で利用しています。」という答弁がありました。

次に、「子宮頸がんのワクチン接種の状況を伺う。」という質疑に対して、「平成24年度接種数は1千258件、平成23年度は1千732件で、前年度と比較するとマイナス473件でした。減少の原因は、子宮頸がんワクチン接種の副作用によるものと考えています。けいれんする様子などが報道されたということもあり、接種を差し控えるという状況がありました。」という答弁がありました。

次に、「保健衛生総務費では、保健推進員36名の方が活動しているとのことですが、国保の医療費が毎年上昇している中で、予防医療への取り組みが重要視されなければならないと考えています。保健推進員さんの役割について伺う。」という質疑に対して、「保健推進員は、市が行っている各種保健事業などを地域全体に、住民と行政のパイプ役のような役割を果たしていただいております。」という答弁がありました。

次に、「後期高齢者の健康診査の状況を伺う。」という質疑に対して、「受診者数は、平成24年度959名、受診率17.2パーセント。平成23年度受診者数954名、受診率17.2パーセントになります。いろいろ通知や広報などでお知らせをしていますが、なかなか受診率が伸びない状況であります。」という答弁がありました。

次に、「リサイクル推進費では、平成21年度406万円あったものが徐々に減ってきて、平成24年度は256万円になっています。平成24年度のリサイクル率を伺う。」という質疑に対して、「リサイクル率は、平成24年度23.2パーセント。平成23年度22.19パーセントでしたので、約1ポイントの増となっています。今後は、雑紙についても業者の方と検討した結果、リサイクルできるよう協議が整いましたので、9月から実施し、リサイクル率を上げるように考えています。」という答弁がありました。

次に、「塵芥処理費の不用額4千756万6千839円の内訳を伺う。」という質疑に対して、「この不用額は入札での執行残でありましたが、急遽修繕が必要になった場合に対応できるように残しておいたものになります。」という答弁がありました。

次に、歳出5款農林水産業費について、「園芸用廃プラスチック処理は、東日本大震災により工場が一時閉鎖になり、一時期は廃プラスチックが出せないということで、不法投棄等が心配されました。平成24年において不法投棄などがなかったのか伺う。」という質疑に

対して、「園芸用廃プラスチックは、微量の放射性物質が付着しているということで、平成24年に一部持ち帰りをいただいた経緯がありましたが、農家の協力により、不法投棄のお話はありませんでした。」という答弁がありました。

次に、「有害鳥獣駆除対策では、イノシシが最近出没しているという話を聞いたが、実際にイノシシによる被害はあるのか伺う。」という質疑に対して、「八街では、ハクビシン、タヌキ。また、平成24年はアライグマによる被害の報告はありましたけれども、イノシシについては、現在被害の報告はありません。」という答弁がありました。

次に、「土地利用集積円滑化事業の土地利用促進奨励金の交付件数を伺う。」という質疑に対して、「交付実績といたしましては、31件です」という答弁がありました。

次に、「農家組合連合会への加入数が減ってきているという話を聞きます。現在の加入件数を伺う。」という質疑に対して、「平成22年の統計による販売農家数は、専業、兼業農家数1千472戸と、販売はなく農地を所有される方703戸を加えますと2千175戸になります。平成25年度の農家組合連合会に加入している戸数は1千207件で、加入率は、55.5パーセントになります。」という答弁がありました。

次に、「畜産農家は、野菜農家と比べると、1軒当たりの農家としての売り上げが畜産農家は大きいです。1軒がやめることによって、八街市の農業の粗生産額にかなりの打撃を与えます。平成24年度決算を踏まえて、畜産業を継続していただくには、どのように考えていくのか。」という質疑に対して、「平成25年度には飼料生産拡大事業として、耕作放棄地の活用を行い、飼料畑の拡大により自給飼料の生産向上を図り、飼料代の低減により経営安定を図るための事業に取り組んだところです。」という答弁がありました。

次に、「環境保全型土づくり対策事業は、本市にとって砂ぼこり対策も含めて非常に大事な事業となっております。対象作物は麦を中心として活用していますが、他の作物の調査研究の進行状況を伺う。」という質疑に対して、「平成24年度の取り組みといたしましては、燕麦、ライ麦、小麦等の緑肥種子の作付によっての砂ぼこりや大雨対策にご協力をいただいているところですが、農家より、麦系ですとどうしても、すき込みの際にちょっと作業しづらというご意見があり、今年度から菜の花、ヘアリーベッチも対象作物としたところがございます。」という答弁がありました。

次に、「農業研究会補助金による活動内容を伺う。」という質疑に対して、「農業研究会は、先進的な農業を推進するための研究等を行っているものです。一番大きい組織としてはグリーンやちまた園芸部があり、市場側との意見交換により、本市の農産物の規格統一、品質統一による有利販売、安定出荷による産地化につながる取り組みをしています。女性部会では、女性のリーダーシップ的な活動。梨組合では、果樹の品質向上やら病気対策等。酒米組合では、子どもたちに田植えの体験など、農業振興。指導農業士会では、研修生の受け入れや地域との交流、あるいは地域農業の指導者の立場で取り組んでいただいております。畜産関係では、防疫活動や家畜の改良などに取り組まれました。」という答弁がありました。

次に、「北総中央用水事業の現在の状況を伺う。」という質疑に対して、「平成18年度

に地域用水機能増進事業として、農業用水だけではなく、消防水利として活用できるように事業変更されています。このことにより、末端の排水機場までの接続についても国営事業で実施できることになり、現在、八街市内の土地改良施設にも接続され、今年の夏の渇水では水利用の制限が緩和された利用ができたと聞いております。現在、276戸の農家が利用しています。」という答弁がありました。

次に、「北総中央用水事業で、大関から西林地区への送水管の埋設に地権者は協力し、道路を拡幅する部分の土地を提供しましたが、補償がされていません。道路整備は先になると思いますが、地権者は既に提供しているわけですから、土地は市がきちんと買い取る補償をすべきではないか伺う。」という質疑に対して、「部分的に幅員は違いますが、国の費用により地上権設定をされた国営の管路施設用の道路であります。市としては、この文違1号線を下りまして、突き当たりから先を開けてもらいたいと協議はしましたが、国の管理用道路であって市道になっていませんので、万が一、事故が起きたときに責任者の不在ということになりますので、現状のままとなっています。平成27年に北総中央用水事業が完了をした際には、北総中央用水土地改良区か、あるいは八街市に移管されますので、その際、市道として管理できるよう、担当課と協議しているところです。」という答弁がありました。

次に、歳出6款商工費について、「シルバー人材センター補助金は年々減額され、平成24年度は前年度より125万円の減となっています。減額の原因と、それからシルバー人材センターの運営状況を伺う。」という質疑に対して、「減額は、財政の厳しい中、シルバー人材センターのあるべき姿について、シルバー人材センターの事務局との話し合いで、事務局の報酬をはじめ、その他見直していただきたいという協議の中で決まりました。経営状況につきましては非常に厳しく、シルバー人材センターの中で経費の削減等を行い、努力していただいております。平成24年度の契約額は、前年度と比べて約100万円の増となっています。内訳は、市からの受注は増額ですが、民間からの受注は減額となっています。」という答弁がありました。

次に、「アンテナショップ運営業務の内容と運営状況を伺う。」という質疑に対して、「アンテナショップの運営業務は、ネット販売を平成24年度より開始したことによる経費と、市外、県外の方へのPR活動に参加していただいておりますので、これに係る経費になります。売り上げの状況は平成24年度は約1千370万円で、年々少しずつ売り上げは少なくなっています。平成23年度までは、国の補助金でも対応していましたので、経営の方は安定していました。平成24年度も、基金の繰越部分がありましたので、黒字となっております。平成25年度以降については、いろいろなところへのPR活動、販売を行いまして、売り上げを伸ばしている状況にありますので、今後もこのようなことを継続し、経営を安定化させていきたいと考えております。」という答弁がありました。

次に、「観光農業推進の内容を伺う。」という質疑に対して、「主に、17団体の方が加盟されている観光農業協会への補助金です。事業内容は、7月にはブルーベリーの摘み取り体験、9月に落花生掘り体験を実施しています。また、農家さんが加盟されていますので、

観光農業体験等を1年を通し、実施しています。今年度においては、NHKや千葉テレビ等でいろいろな落花生関係が放映されたこともあり、他県から、落花生掘り体験に多くの方が参加されていると聞いております。」という答弁がありました。

次に、「消費生活相談員の方の活動について伺う。」という質疑に対して、「現在、4名の方に相談員としてお願いしています。活動内容は、消費者行政の活性化のための基金を利用して、食の安全や消費者の不安解消等の相談を受けています。消費に関するトラブル等については全て、八街市消費生活センターの相談員が、解決、あっせんも含め、相談を受けています。」という答弁がありました。

次に、「商店街空店舗活用事業補助金の内容を伺う。」という質疑に対して、「南口商店組合のギャラリー悠々の家賃についての補助です。」という答弁がありました。

次に、歳出7款土木費について、「国道409号道路整備促進期成同盟会負担金の減額理由を伺う。」という質疑に対して、「以前は国道の整備について国に行って、強く要望活動をしていましたが、ここ数年は県土整備部長と関係課長3名への要望活動となっております。内容が若干縮小しましたので減額となっております。」という答弁がありました。

次に、「住宅耐震化促進事業の耐震診断補助金と耐震改修補助金の利用状況を伺う。また、耐震改修計画では平成27年度までに耐震化率90パーセントとなっているが、どのように取り組むのか。」という質疑に対して、「耐震診断費補助金は、当初予算10件分でありましたが、6件でした。耐震改修費補助金も当初予算10件分でしたが、5件の補助金を支出しております。今後は、国で土地建物の統計調査が現在行われており、昭和56年5月31日以前の建物が大体何戸ぐらい八街市内にあるというデータが出ておりますので、それを考慮して市民の方にさらにPRしてまいりたいと思っております。また、平成26年度からは、設計監理についても補助対象となると聞いていますので、活用したいと考えております。」という答弁がありました。

次に、「八街市の公園というのは、1人当たり0.74平米で、大変少ないです。榎戸地区に公園ができますと、若干は1人当たりの面積が広がると思いますが、まだまだそれでも八街市の憩いの場となる公園は少ないです。今後、公園整備に関して、どのような計画があるのか伺う。」という質疑に対して、「財源的にも厳しいところがありますが、榎戸・泉台近隣公園の用地を来年度買収する方向で考えています。その他の公園については、今後検討していきたいと考えています。」という答弁がありました。

次に、「公園緑地管理の委託料が前年度と比較して200万円減となりましたが、市民の皆さんが気持ちよく使えるような取り組みにしていかなければならないが、どのような状況か伺う。」という質疑に対して、「公園の清掃管理委託業務の内容を変更したことによって、問題は起きておりません。清掃業務の日数などを減らしていますが、職員が対応をしている状況です。今後も職員対応と委託業務の内容を精査し、委託内容について見直しが必要と考えています。」という答弁がありました。

次に、「住宅管理費では、市営住宅の耐震化、老朽化について、今後の対策を伺う。」と

いう質疑に対して、「九十九路、長谷団地については、70年の耐用年限で、両団地は耐震も行っていきますので、安心して住める団地です。あとの6団地については、全て耐用年限が40年以上経過しておりますので、何かあったら難しいというような状況になっております。現在、長寿命化計画、用途廃止、また九十九路・長谷団地のバリアフリー化も含めて、計画をいつ頃策定するのかという方針を作成中であります。」という答弁がありました。

次に、歳出8款消防費について、「地域防災計画修正に関しては、委託するのではなく、市の職員と市民との協働で作りに上げていくことで地域になじんだものになるのではないかと。今後、地域でどれだけ身近なものとして受け入れられていくのか、疑問を持つところがございます。地域にとって、どれだけ市民の皆さんに身近なものに受けとめてもらえるよう努力されるのか伺う。」という質疑に対して、「計画を地域の皆様と一体となって作り上げていくことは、確かに重要なことであると考えております。今回の八街市の計画策定については、まず県から示された内容を基本として、各課とのヒアリングを実施した上で、国、県その他の防災関係者が出席する計3回の防災会議と、パブリックコメントの実施を経て、この6月をもって完成したところです。市民の皆様の貴重なご意見は、パブリックコメントを通じてできる限り計画に反映をいたしました。今回の地域防災計画においては、基本となる自助、共助、公助の3つの考え方の中で、共助が特に重要であると考えています。昨今、地域防災計画の内容並びに今後の方針について、各区長さんにご理解をいただくため、地域防災計画の配布とあわせて、今後市が進めていこうとしていることと、市が重視していることを説明し、これらを市と地域の皆様と協働により進めていきたいということへの理解を求めました。今後は、具体的な避難所運営マニュアルの作成を予定しておりますが、当然、市だけではなく、地域の皆様のご理解とご協力が必要不可欠でございますので、これらを得ることができるよう、できるだけ速やかに進めていきたいと考えております。」という答弁がありました。

次に、「消防団に消防救急デジタル無線受令機とデジタル簡易型携帯無線機を配付したとのことですが、どのような機能があり、どのように活用ができるのか伺う。」という質疑に対して、「2つの機種があり、1つは車載用で、実際に火事現場に行ったときに八街市消防団と組合消防本部が情報を共有しながら速やかに消火活動ができるものと考えています。また、もう一つは携帯型無線機で、防災課にある本機と25台の無線機が一斉に共有できる機能を持っており、これは火災だけではなく、災害時においても有効な手段と考えています。各分団に配備しておりますので、一斉に本部から指示を出すことによって、速やかに火災に対応し、最小限の災害に抑えることができると考えています。」という答弁がありました。

次に、歳出9款教育費について、「学校指導諸費の校内対応指導教室補助員は4名とのことだが、具体的な職務内容を伺う。」という質疑に対して、「何らかの理由で教室に入れないうちを別室で、個別の指導に近い形で生活指導や学習指導を行っています。」という答弁がありました。

次に、「育て八街っ子推進事業では、学力向上推進員を配置することによって、学力向上

という形で成果はあらわれているのか伺う。」という質疑に対して、「教育センターの主な業務内容は、児童・生徒の学力向上に向けて、教師の授業力向上のための調査研究を行い、県の標準学力検査等の成績を上げる努力をしております。平成24年度の千葉県標準学力検査では、市内小学校3校において県の平均を上回ることができ、小学校全体においては、県の平均に近い点数をとっております。中学校については、3校が平均点を上げています。子どもたちの学習意欲を高めるということ、それと基礎、基本の定着、それに望ましい学習習慣、望ましい生活習慣の獲得に効果があったと考えています。」という答弁がありました。

次に、「中学校教育振興費の備品購入費、生徒用図書は前年に比べると増額されていますが、教師用図書は約半額になった理由を伺う。」という質疑に対して、「教師用図書費の減額は、児童・生徒の図書費を確保するためです。学校図書館の標準に達していない学校もあることから、教師用図書費を減らして、子どもたちの学習につながる図書館の確保につなげてきました。」という答弁がありました。

次に、「実践的防災教育総合支援事業は、多感なときに中学生が被災地を訪れて、いろいろな防災のことを学ぶことは大変いいことだと思います。これからもこの事業を継続していく考えなのか。また、成果はどのように公表されているのか伺う。」という質疑に対して、「県からの委託を受けて進めている事業ですが、できる限り続けていきたいと考えています。成果を発表する場合は、学校内では全校集会。市の総合保健福祉センターには、活動内容の写真を掲示しました。」という答弁がありました。

次に、「不登校対策では、小学校では長欠率が2.44パーセント、中学校では5.97パーセントという状況です。中学校には専門の不登校の対策の職員が配置されておりますが、不登校の多い小学校も対策が必要ではないか伺う。」という質疑に対して、「現在、八街市の学校教育相談員は5名ですが、うち2名が家庭訪問しています。長欠傾向のあるお子さんは、家庭にも支援を要する事情がありますので、学校より依頼のあった不登校児童・生徒の家庭を訪問しています。一気に学校に通えるお子様ばかりではありませんので、それに対応するために市の適応指導教室で、もう一步頑張れば学校に行けるといところまで意欲を高めて、学校に送り出すという計画で行っています。平成24年度は、教育センターのナチュラルに16名が通所しておりましたが、うち7名が学校復帰しました。丁寧に指導していくことで改善されると考えています。」という答弁がありました。

次に、「小学校児童援助奨励費では、基準はどのような状況なのか伺う。」という質疑に対して、「基本的には、申請世帯の総収入が生活保護基準の1.2倍というものを1つの目安として、まず判定材料として考えています。しかし、こういう家庭は大変家庭状況が複雑であり、一概にそれだけで判断できない家庭がたくさんありますので、1件1件、その家庭の状況を、教育長も含めて学校教育課と一緒にあってよく説明を受け、その中でおおむね1.5倍程度までは弾力的に運用し、保護基準を定めています。」という答弁がありました。

次に、「幼稚園費の幼稚園特別支援事業費が一昨年は計上されておりましたが、平成24年度に計上されていない理由を伺う。」という質疑に対して、「平成23年度は市の単費予

算で予算計上しておりました。平成24年度は県の一般緊急雇用を利用して人件費を確保しましたが、緊急雇用は継続して同じ事業を2年連続できませんので、本年度につきましては単費で実施しています。」という答弁がありました。

次に、「小学校施設維持管理費の特殊建築物定期調査業務の内容を伺う。」という質疑に対して、「法令により、2千平米以上の建築部分は3年に1回、設備につきましては毎年、印旛土木事務所に報告する義務がありますので、その報告書を作成する業務です。笹引小、沖分校、幼稚園を除いて該当します。」という答弁がありました。

○議長（林 修三君）

申し上げます。報告の途中ではありますが、ここで10分間の休憩をとらせていただきます。

(休憩 午前10時58分)

(再開 午前11時12分)

○議長（林 修三君）

再開します。

山口委員長、引き続きお願いいたします。

○山口孝弘君

続けさせていただきます。

次に、「学校建設費では、学校のトイレを洋式化していく必要があるのではないか。家庭や商業施設は洋式化していますが、学校は和式トイレが多いので、小・中学校、また幼稚園も含めて、トイレの洋式化の取り組みについて伺う。」という質疑に対して、「現在、幼・小・中学校、平均して洋式トイレは約3分の1程度です。学校から要望もありますし、教育委員会としてもなるべく洋式率を上げたいと考えていますが、改修には取り壊し、洋便器の設置、ドアの全部交換が必要になりますので、費用が1器あたり約10万円かかりますのでなかなか進んでいないのが現状です。大きな改築、改修があった際には、なるべく工事を実施するように進めております。朝陽小学校の新しい校舎は全部洋式化される予定です。」という答弁がありました。

次に、「教育委員会事務局諸費の千葉県公立学校施設整備期成会負担金、県立佐倉東高等学校定時制教育振興会負担金、県立匝瑳高等学校定時制教育振興補助金が前年度と比較して減額になっています。公立高校であるので、自治体が負担する必要はないのではないかということについて伺う。」という質疑に対して、「公立学校施設整備期成会は、県内の市町村が文科省に対して要望、陳情する市町村の教育委員会で組織している団体で、通常ですと年に1回会議を開催し、要望をまとめて国の方に陳情しているものです。佐倉東高等学校定時制教育振興会負担金は、八街市から佐倉東高校の定時制に、本市からお世話になっている子どもの数に応じて負担しています。匝瑳高等学校の定時制についても、本市から通っているお子さんがいるので負担しています。負担金の支出については、近隣の市町村も同じように負担しており、八街市だけの問題ではないので、他自治体と連携をとり検討したいと思いま

す。」という答弁がありました。

次に、「小・中学校の学校管理費の非構造部分の安全対策の問題では、ガラス窓、ドア、天井灯などの安全対策について、早期に総点検を実施したいとのことでしたが、どのような対策を考えているのか伺う。」という質疑に対して、「非構造物の耐震化の事業については、今年度中に耐震工事が全部終わる予定ですので、平成26年度以降に設計と工事関係を早急に実施したいと検討しています。」という答弁がありました。

次に、「文化振興費の八街市文化協会活動補助金の内容を伺う。」という質疑に対して、「これは八街市文化協会の活動に対する補助金です。会の組織は、会員からの会費1名あたりの負担金を150円、そして1団体あたり1万6千円を各団体ごとに徴収しており、全事業費が81万5千581円になり、そのうちの半分は会員が自身で生み出したものです。市民文化祭や講演会などを実施し、文化推進向上に貢献していただいておりますので、補助金を支出しているものです。今年の3月現在、18団体で会員数1千72名であります。」という答弁がありました。

次に、「社会教育施設管理運営のたけのこの里は、平成23年に震災があり、放射能の問題がありました。来場人数、また震災前の人数と比べての増減を伺う。」という質疑に対して、「平成24年度の利用現状は、11団体で316名。震災前の23年度は23団体で549名で、昨年度はかなり減っています。」という答弁がありました。

次に、「青少年健全育成都市宣言に対し、予算化されている部分はあるのか伺う。」という質疑に対して、「都市宣言をして新たに予算化したものはありませんが、青少年健全都市宣言のPRについて、社会教育委員会議の協力によって、啓発物資の配布等しております。」という答弁がありました。

次に、「学校プール開放事業では、プール利用者数と監視員配置数を伺う。」という質疑に対して、「2校とも36日間開放しました。北中は利用者数が2千535名で、日平均70名。南中は利用者数が2千18名で、日平均で56名。合計で4千553名の利用がありました。監視員配置人数は、北中では責任者が1名、監視員が4名で、南中は、責任者1名の監視員3名の体制です。交代制で、常時2名程度が監視についています。」という答弁がありました。

次に、「図書館が5時の閉館では、普通の会社で5時まで勤めていたら、借りに行くのは無理ですので、市民目線に立てば、もうちょっと遅い時間まで開館できないか伺う。」という質疑に対して、「今の職員体制でいろいろな事業を行っていますが、現在、時間の割り振りが結構きつくなっております。平成21年度から水曜日・金曜日は7時まで延長していますが、毎日夜7時まで開館してほしいとの市民要望があるのはわかりますが、今後、財政担当と協議しながら検討したいと考えています。」という答弁がありました。

次に、「図書館の利用者減少をどのように分析しているのか。」という質疑について、「一番大きな原因は、市の人口が減少しております。このような中、スマートフォン、タブレットの普及も考えられます。今はインターネットで読書ができるのも要因と考えておりま

す。」という答弁がありました。

次に、反対討論が次のようにありました。

「平成24年度は、野田内閣のもとで老齢年金、障害者年金、児童扶養手当などの削減、年少扶養控除廃止、介護保険料の大幅値上げ、平成25年1月からの復興税の導入など、国民は容赦なく削減と負担増を強いられることとなりました。給与や年金が減る中で生活を維持していくことは、若者から高齢者に至るまで、生活の厳しい現状があります。暮らしが厳しさを増す中で、市民の暮らしを守る市政が求められています。こうしたもて、朝陽小学校危険校舎解消への改築事業、住宅リフォーム助成制度の導入、高齢者肺炎球菌ワクチン接種、人間ドックへの助成、朝陽第3児童クラブの開設など、新たな施策の実施を高く評価するものであります。

一方で、この間、進めてきた身の丈以上のクリーンセンター建設、不要不急の駅前区画整理事業は市財政をゆがめ、将来の街づくりとは無縁のものとなっております。駅前の約6千万円を投じた森の泉公園の噴水は、年間15万円の経費も出せないほど財政は行き詰まっているもて、平成24年度予算編成方針は、現行の事務事業の全般にわたり費用効果の分析、執行方法等についても見直しを実施し、効率的な財政運営を推進するとしましたが、1時間50ミリの降雨量にしか対応できない大池第3雨水幹線事業は別枠であり、駅前区画整理事業と同じように、強引に推進しています。日本共産党は今後の街づくりに禍根を残すと指摘してきましたが、改めて厳しく指摘するものでございます。昨今の異常気象がもたらす大雨に対応できる雨水排水を検討すべきであり、今は、生活苦にあえぐ市民生活を守り、住民サービス充実を最優先に、税金を使うべきであります。

市の財政力指数は前年度よりさらに下がり、財政の硬直化が進み、経済、暮らしの悪化のもとで、過去5年間で最低の税収額となっております。平成24年度予算編成方針では、財源の確保について受益者負担の適正化、市有財産の有効活用、新たな財源の創出に取り組むとしたものの、具体化したのは今までにない徴収強化であります。平成24年度から市税等収納補助員が、介護保険料、後期高齢者医療保険料の滞納徴収をできるようにしました。そもそも市税と介護保険サービスや医療に関わる保険料を一緒に徴収すること自体、問題であり、各課が滞納者の状況を把握して対応すべきであります。また、差し押さえ件数は過去最高の626件、6億3千866万4千円となっております。給与の差し押さえにより、自己破産せざるを得なくなるような厳しい取り立てや、子どもを育てるための資金として積み立てている学資保険まで解約させる強行なやり方は、絶対にやるべきではありません。市民の暮らしを崩壊させるような差し押さえや徴収強化は認めることはできません。

各課が事業展開できないほど予算を削減しているもて、トップの姿勢として改善すべきは市長交際費であります。平成24年度は見直しをしたとのことですが、県下ワースト2の税収でありながら、印旛郡市で最高の交際費の支出となっております。徹底した見直しを求めるものであります。

また、防災計画の見直しに787万5千円を費やし委託しましたが、県の地域防災計画案

やチェックシートを活用すれば、職員でも十分対応できるものであります。いざというときに役立つ内容にするためには、計画段階から市民、専門家の意見を反映させ、協働で作り上げていくことこそが求められています。こうしたところに無駄を省く努力をすべきであります。市民の暮らしを守る、福祉の充実という点では、この間、多くの福祉サービスが切り捨てられ、削減するメニューもない中で、市長はお年寄りを大切にするといいながら、長寿祝金の一層の縮小をしました。長い間、社会に貢献してきた高齢者を尊び、祝福するものであり、手を付けるべきではありません。市民生活悪化のもとで、国保税の引き下げ、介護料・後期高齢者保険料への軽減措置、水道・下水道料金の軽減措置は切実です。自治体の住民の暮らし・福祉を守るという本来の役割に立ち返り、市政運営を行うべきです。

八街市の経済の中心である農業、商工関連の決算額は前年度比12.5パーセント減となり、地域活性化の最も重要な分野での後退となっています。農業振興費の7割は北総中央用水事業で占められていますが、その活用は一部地域であり、農家の期待は決して高くありません。今、最も支援すべきは、後継者育成や安定した農業経営のための支援、農作物の補償です。また、地域活性化に向けた市有地や空き店舗の活用、地産地消の積極的な取り組みなど、従来の枠組みにとらわれない元気な街づくりが必要です。土木費では、老朽化した市営住宅の再生計画がないまま、閉鎖、取り壊しを行っています。今年中に計画を示すとしておりますが、弱者閉め出しの住宅政策ではなく、低廉で安心して生活できる住宅の提供を求めるものであります。また、老朽化した住宅の耐震化を図り、市民の安全を守る取り組みを進めるべきです。

教育費では、小・中学校教育振興費、備品購入費は前年度の半分に削減となっています。文科省は、平成24年度からの新学習指導要領のもとで教材整備計画を出し、小学校では約500億円、中学では約260億円の交付税措置を決めたとしています。この計算でいけば、市内小学校には約2千万円、中学校には3千万円の予算配分となりますが、平成24年度、わずか10分の1となっています。教育に関わる予算編成にあたっては、一律減額措置はなじみません。教材活用の効果はどれぐらい期待できるのかという、教育的な視点で予算措置をすべきであります。また、就学援助費についても、文科省は新学習指導要領で部活動も教育活動の一環として位置付け、平成23年度からクラブ活動、PTA会費、生徒会費を就学援助費の対象としましたが、いまだに支給されていません。また、学校給食費の未納が増大しています。7人に1人は貧困家庭という実態を直視し、就学援助費を活用すべきであります。外国語指導助手の採用に対し、安ければよいとする業務委託のあり方は、偽装請負になり得る問題を抱えており、よりわかる授業の補償がありません。学習指導要領では、平成23年度から小学校外国語活動の完全実施、平成24年度からは中学校の外国語授業時数の増加に伴う、さらなる外国語活動の充実を図らなければならないときです。柔軟できめ細やかな授業を提供することが求められており、教育委員会の直接雇用で、担当授業以外でも自由に児童・生徒との交流ができ、英語や外国語への興味を一層引き出せるための見直しをすべきであります。不登校の問題では、小学校では県平均の3倍、中学校では2倍となっており、

不登校の低年齢化に合わせ、各小学校への早期の対策強化が必要です。以上の立場から反対するものであります。」

次に、賛成討論が次のようにありました。

「未曾有の東日本大震災から2年が過ぎましたが、この間、一部地域での震災復興の遅れや原発復旧が長期化するなど、被災地域での不安はまだ拭えない状況があります。一方、景気状況は、デフレ状況や雇用環境の悪化、少子高齢化による社会保障制度への不安など、数多くの問題を抱えていました。昨年末の政権交代から、民、官の総力を結集した復旧、復興努力を通じ、景気は持ち直しに転じ、平成25年4月、月例経済報告において、景気は一部の弱さが残るものの、このところ持ち直しの動きが見られるという表明をしております。しかし、国民レベルでの感覚では、依然として厳しい状況であると言われている中での平成24年度八街市決算についてであります。最初に、市税については、固定資産税における評価替えの影響があったとはいえ、依然、厳しい状況であり、収入済額においては、対前年度2.5パーセントの減となっております。しかし、徴収率に目を向けますと、市税全体で77.5パーセント、前年度比較で0.3パーセントの増となっております。また、個人現年分は94.7パーセントと、前年同率となっておりますが、個人全体では77.8パーセントと、前年度比較で0.7パーセント増となっております。これは、国民健康保険税の徴収率アップとあわせ、市税等徴収対策本部を中心とした、徴収率向上のための全庁的な取り組みの成果であると評価できます。そのほかの自主財源、各交付金など、依存財源については、そのほとんどが減額となっており、かわって繰入金と市債が前年度の約1.3倍となっています。今後の中長期的な財政運営、将来の財政負担を考えたとき、基金の備えは必至である中で、財源確保に苦慮されたものだと思っております。

歳出においては、八街市総合計画2005で挙げた将来都市像『ひと、まち、みどりが輝くヒューマンフィールドやちまた』の実現に向け、各施策を推進されております。その第1点目は、市民生活を支え、元気にする施策として、地域コミュニティの推進、市民参加協働事業、広報やちまたの充実、北総中央用土地改良事業の推進、産業祭、八街ふれあい夏祭の支援、四木28号線の道路改良事業、育て八街っ子推進事業など、事業が充実され、暮らしの応援がなされているものと思われま。第2点目としましては、医療、福祉の充実です。私立保育園開設補助、高齢者肺炎球菌ワクチン接種の実施、子ども医療費、児童医療費の助成、児童手当、子ども手当の支給、児童クラブの開設、ひとり暮らし高齢者等訪問業務など、事業の充実や負担の軽減がなされていると思われま。第3点目といたしましては、安全・安心な街づくりです。地域防災計画の見直し、通学路防犯灯のLED化、防災備蓄資機材の設置、第4分団消防機庫建設、耐震改修費補助など、防犯、防災体制の充実が図られていると思われま。第4点目といたしましては、環境の整備と共生です。大池第3雨水幹線整備、太陽光発電設備導入の推進、家庭用小型合併処理浄化槽設置整備事業、焼却炉維持修繕、焼却飛灰等処理再資源化事業、住宅リフォーム補助事業など、居住環境の向上と循環型社会の構築に取り組まれていると思われま。

以上のとおり、八街市総合計画2005に挙げられた事業の充実を図り、かつ、市長自らの街づくりに対する考えを織りまぜながら新規事業にも着手しておりますことは、高く評価すべきではないでしょうか。これら各事業を充実し、実現していった過程として、非常に多岐にわたる市長の活動が、市ホームページの市長の部屋に報告されております。このような活動状況にもかかわらず、市長交際費の支出基準を見直し、約60万円の削減を行ったことも高く評価すべきであると思います。引き続き、市民協働を推進していただくとともに、市長としてのトップセールスに期待する立場から、市長交際費については現状を維持すべきであると考えます。とはいえ、監査委員の意見書においては、『厳しい財政状況の中、行財政運営に関し、有効性はもとより、公平性、迅速性なども今後求められ、各種施設についても、その優先順位について十分な検討のもとで、対応をお願いいたします。今後は、一層の経費削減に取り組むとともに、新たな財源確保を追求し、複雑かつ多様化する市民ニーズに応えつつ、中期を見据えた行財政運営が望まれます』と。財政健全化比率の数値を見る限りでは、健全化は保たれているように見受けられますが、財政推計における財源不足額に関して言えば、数年で財政調整基金の積立金残高は乏しいような状況と伺っております。これらを踏まえて、今後も引き続き、北村市長の強力な指導力のもと、市税等徴収対策本部、行財政改革推進本部を中心に財政の健全化を維持しつつ、八街市の将来像の実現を目指すため、緩みない行財政運営をお願いいたしまして、賛成討論といたします。」

採決の結果、賛成多数のもと、認定すべきものと決定しました。

続いて、特別会計についての報告を行います。

議案第11号、平成24年度八街市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてです。

本決算は、歳入決算額93億8千281万7千113円、歳出決算額92億9千710万1千72円で、歳入歳出差引額は8千571万6千41円となり、うち2千571万円を財政調整基金に積み立て、6千万6千41円を平成25年度へ繰り越しするものであります。

審査の過程において委員から、「平成24年6月では、資格証明書発行は265件とのことですが、うち74パーセント、また、短期保険証の51パーセントの方は、年間所得が100万円以下の方です。これは、本当に暮らしが成り立たない中でのこういった保険証等の発行状況だと思います。国保税の平等割の引き上げや、収入につながらない資産割、このようなことが大きな原因だと思いますが、このことについて見直しは考えているのか伺う。」という質疑に対して、「均等割については、特に低所得者に対する影響は大きいものと理解していますが、どのようにしていくのか、どうやって避けていくのかというところは、非常に難しいところがあると考えています。軽減措置が行われておりますが、未申告であるために軽減の措置がなされていない状況もありますので、積極的に申告をしていただきたいと考えています。資産割の取り扱いについては、ここ数年来の懸案になっており、なくしていく方向で考えていますが、1億円ある税金を所得割、あるいは応益割の均等割等に、結果的には付けかえざるを得ないこととなりますので、慎重な対応をしたいと考えております。」という

答弁がありました。

次に、「医療費が前年度よりも、約3億円増となっている原因は、どのように分析されているのか伺う。」という質疑に対して、「ここ数年、被保険者の数はさほど移動がありません。高齢化が進み医療需要が増えていることと、高度先進医療等の受診などが、医療費を押し上げる1つの原因になっていると考えています。」という答弁がありました。

次に、「病気の重症化、あるいは病気にならないための予防医療が必要です。健康診断の取り組み状況を伺う。」という質疑に対して、「平成24年度は人間ドックを導入したところです。平成24年度の健診受診率は24.4パーセントで、前年度と比較して若干下がっています。ドックの受診者を含めると25.1パーセントとなり、結果的には集団健診の方からドックの方に移っているという状況です。」という答弁がありました。

次に、「人間ドックを含む保健事業費が歳出全体の中で大変少ないです。やはり早期発見、早期治療の取り組みを進めるためには、この保健事業費をもっと増やしていく必要があるのではないかと伺う。」という質疑に対して、「近隣の市町では脳ドックを導入し、助成しているところもありますので、財政当局と調整し、実施を検討したいと考えています。」という答弁がありました。

次に、反対討論が次のようにありました。

「八街市の国保加入者、ここでは失業者、非正規労働者、または年金生活者など、低所得の加入者が増えております。国保が当初できた頃とは大きくさま変わりしていると思います。もともと国が財政責任を果たさなければならない制度であります。この間、国は国保への国庫負担割合を50パーセントから24パーセントまで減らしてきた。このことが各自自治体での国保税の引き上げとなり、そのために滞納者の増加を生み出し、当然国保財政を悪化させる。その改善を図るために、さらに国保税の高騰という悪循環を招いているというのが、実態であろうかと思えます。こうした構造のために、滞納者への短期保険証・資格証明書の発行や差し押さえが強化されてきています。しかし、こうした取り組みは保険税の収納率アップにはつながっていない。このことは、八街市が実証しているというふうに思えます。この流れを転換する唯一の手だては、国庫負担を増やして、国保税の引き下げや、また減免制度の拡充を行い、滞納を減らすことではないかと思えます。国が今進めている国保の広域化では決して解決はできない。国に対し、国民の健康を守る本来の制度とするよう、厳しく求めていくことが必要ではないかと思えます。

高過ぎる国保税の改善は切実であります。資格証明書の発行のうち74パーセントの180世帯、短期保険証は51パーセントの1千30世帯が、所得100万円以下の世帯となっております。国保税を必死で払っていても、病院への支払いをためらい、病気が悪化しても病院に行けないまま重症化させている、こうした例がございます。こうしたことが医療費の増大にもつながっているのではないかと考えられます。暮らしや健康を守れない国保税であってはなりません。特に収入に関係なく徴収する平等割の3万5千円、収入につながらない資産割は早急に見直しをすべきです。また、年々増大する医療費を改善するために、どれだけ

予防医療の取り組みをするかが鍵であります。八街市の予防医療への予算は前年度より若干増えたものの、わずか350万円、1人当たり164円となっています。これでは予防医療に取り組んでいるとは言えません。住民が身近なところで健診を受けることができ、日常的に予防医療への関心をどれだけ持ってもらうか、そのために積極的な取り組みを求めるものであります。以上の立場から反対します。」

次に、賛成討論が次のようにありました。

「我が国は、国民皆保険のもと、誰でもが安心して医療を受けることができる医療制度を実現し、平均寿命が延び、乳児死亡率が減少するなど、高い保健医療水準を達成しています。また、医療は市民が安心して日々の生活を営む礎であります。国民皆保険というすばらしい仕組みを、国民健康保険の健全な運営を行うことによって守っていかなければなりません。一方、急速な少子高齢化の進展、経済の低迷、医療の高度化、雇用基盤の変化など、医療を取り巻く環境は大きく変化してきており、医療保険財政は近年厳しい状況が続いております。

さて、八街市の国民健康保険特別会計ですが、保険税の収入額は前年と比較しますと約1千800万円、0.7パーセントの増加となっています。徴収率の向上や収納率についても、現年度分につきましては、平成23年度の84.02パーセントに対して84.06パーセントと、若干ではありますが伸びており、保険税全体での収納率についても47.87パーセントと、前年と比較しますと1.73パーセントの増となっております。これは、市税等徴収対策本部のさまざまな施策の成果であると考えられますが、今後の一層の対応を期待いたします。また、保険給付費については、退職者の増加、被保険者の高齢化などから、前年度より約2億9千万円、5パーセントの高い伸びとなっております。医療費の増加に伴い、歳出額総額で約5億4千万円、率にして6.14パーセント伸びたものの、前期高齢者交付金や県支出金等が増加したことにより、支出増加を補う形となりました。このように、医療費の増加傾向が確実に続いている中にありながら、人間ドック助成事業等の新たな事業も開始するなど、保険税の改正も行わず運営できたことは多くの努力の結果であると思われ、評価に値するものと考えています。国保担当者には、いまだ社会経済情勢に好転の兆しは見られませんが、市民の健康を守る保険者としての責務を十分に認識しつつ、引き続き、市税等徴収対策本部を中心に徴収率向上に向けた施策を展開し、また、新たな医療制度への的確な対応を図るとともに、より一層安定した国保事業の運営に取り組んでいただきたいとの期待も含め、賛成するものであります。」

採決の結果、賛成多数のもと、認定すべきものと決定いたしました。

議案第12号、平成24年度八街市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてです。

本決算は、歳入決算額3億6千426万4千879円、歳出決算額3億6千44万126円で、歳入歳出差引額382万4千753円全額を平成25年度へ繰り越すものであります。

審査の過程において委員から、「平成24年度は保険料の最高限度額を5万円引き上げて

55万円にしましたが、対象者数を伺う。」という質疑に対して、「平成24年度、最高限度額適用者はいませんでした。」という答弁がありました。

次に、「不納欠損は前年度比1.7倍の307万円。収入未済額も前年度より100件以上増えていることについて、どのように分析しているのか。また、保険料の減免、あるいは一部負担金の申請など、案内したのか伺う。」という質疑に対して、「分析についての判断は大変難しいところですが、結果的には収納率が伸びなかったことによって、滞納繰越分の増になっている状況です。実際、前年度と比較しますと、収納率も幾分下がっています。これは普通徴収の方の収納率になりますが、結果的に言えば、実際の滞納繰越分、それから不納欠損については、年度が進んできましたので時効等の兼ね合いもあり、金額が増えてきたと考えています。案内は、積極的に差し上げていませんが、相談等があれば逐次その対応をさせていただいています。ただし、平成24年度については具体的なご相談はありませんでした。」という答弁がありました。

次に、「保険料の2割、5割、8.5割、9割という軽減制度の実施状況を伺う。」という質疑に対して、「均等割の軽減の実施状況は、9割軽減は1千519名、8.5割軽減は910名、5割軽減は204名、2割軽減は498名です。所得割の5割軽減は674名、全体で3千805名となり、何らかの減免を受けている方は59.3パーセントになります。」という答弁がありました。

次に、反対討論が次のようがありました。

「平成20年の制度スタート時には、高齢者が払う保険料10パーセント、ほかの医療保険からの支援金40パーセント、国・自治体からの負担が50パーセントという財源割合でありましたが、75歳以上の人口の増加に応じて高齢者が払う保険料割合を12パーセント、15パーセントなどと自動的に引き上げる仕組みになっているのが、この後期高齢者の医療制度でございます。そういった点では、本当に高齢者が負担を強いられていく、そういう大変、制度的には欠陥があるものであるということを指摘せざるを得ません。平成24年度は保険料の改定の年度で、千葉県では保険料を据え置きいたしました。その点では評価したいというふうに思います。平成24年度の滞納件数は332件で、滞納額は1千61万3千500円。無慈悲にも短期保険証が27名に発行されており、納得できません。また、不納欠損は前年度比1.7倍の307万円、収入未済額も前年度より増えています。

平成24年度からは、市税等収納補助員が後期高齢者医療保険料の滞納徴収をできるようにいたしました。そもそも市税と医療に関わる保険料を一緒に徴収すること自体が問題であります。月1万5千円以下の収入しかない高齢者の懐に手を突っ込むような徴収は到底許されません。担当課が滞納者の状況を把握して対応すべきであります。

平成24年度は長寿健康増進事業費が、肺炎球菌ワクチンの接種事業として新たに始まったところですが、その利用はわずかでございます。希望する高齢者がお金の心配なくこのワクチンの接種が受けられるようにすべきであります。後期高齢者医療制度は75歳になったら別枠の医療制度に移し、医療内容を年齢で差別するという世界でも類を見ない制度でござ

います。こうした制度は一日も早く廃止することを求め、反対するものであります。」

次に、賛成討論が次のようにありました。

「まず、賛成の大前提として、厚生労働省等から発表されております統計を見ますと、75歳以上から急激に医療費が増大しております。そういうことでこのような制度ができたと認識しております。その点を踏まえまして、次のように発言をさせていただきます。

平成20年4月の後期高齢者医療制度の発足以来、さまざまな議論を経て現在の形となっております。例えば保険料の軽減措置について言えば、納期どおりの保険料を支払えなくても保険証が行き渡るように配慮されております。本市の保険料収納率は95.70パーセントとなっており、市税や国保と比較すると高い収納率となっております。現在の超高齢化社会の中では、この収納率の高さはこの制度を維持していくために必要なことだと確信しております。また、この制度で都道府県単位の広域連合が運営主体となったことで、広域化による財政基盤の強化が図られ、高齢者に適切な医療給付が行われたものと思っております。

北村市長におかれましては、この街に住む方が安心して暮らしていけるよう、後期高齢者医療制度の充実のために、より一層の努力を講じるように要望いたしまして、賛成討論いたします。」

採決の結果、賛成多数のもと、認定すべきものと決定しました。

○議長（林 修三君）

では、報告の途中ではございますけれども、ここで昼食のためにしばらく休憩をとります。午後は1時10分から再開いたします。休憩に入ります。

（休憩 午前11時53分）

（再開 午後 1時11分）

○議長（林 修三君）

会議を再開いたします。

午前中に引き続きまして、決算審査特別委員会の報告についての続きを、山口委員長さん、お願いいたします。

○山口孝弘君

議案第13号、平成24年度八街市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてです。

本決算は、歳入決算額34億9千715万7千648円、歳出決算額34億8千364万8千220円で、歳入歳出差引額1千350万9千428円全額を平成25年度へ繰り越すものでございます。

審査の過程において委員から、「平成24年度は保険料13パーセント、基準額で6千100円引き上げされましたが、影響についてどのように把握されているのか伺う。」という質疑に対して、「収納状況ですと、前年度より徴収率は上がっており、普通徴収についても前年度より2パーセントほど上がっておりますので、値上げについての影響はあまり感じられないと思っております。」という答弁がありました。

次に、「介護保険料の徴収にあたって、市税等の収納補助員が収納した状況を伺う。」と

いう質疑に対して、「収納補助員による収納状況は、全体で107件、68万3千700円です。お宅に伺った際に、介護保険料の方も納入したいと希望されていた方に対して、従来は取り扱いはできませんでしたが、収納補助員に追加をさせていただいて、納入をしていただく形をとっております。担当課で、従来個別に対応していた方々については、現在も引き続き個別に対応しています。」という答弁がありました。

次に、「平成24年度に認定を受けて、サービスを利用した人数を伺う。」という質疑に対して、「全体で、認定者数が2千166名、受給者数が1千705名で、利用率は78.72パーセントになっております。平成23年度と比べて、1.03パーセントのマイナスでした。」という答弁がありました。

次に、「24時間地域巡回型サービスはどのように考えているのか。」という質疑に対して、「24時間型対応サービスは、当然これから必要になってくると認識しています。第6期の中で当然考えていかなければならないと考えております。」という答弁がありました。

次に、反対討論が次のようにありました。

「平成24年度は、保険料を3年ごとに改定する介護保険計画の第5期の初年度となりまして、保険料は13パーセント、基準額で6千100円を引き上げ、年間5万2千円となりました。段階設定をさらに細分化し、低所得者の負担を軽減する取り組みがされましたが、前年度比で1.2倍の滞納者と滞納額を生み出しています。保険料を引き上げ、滞納者には市税等収納補助員による徴収強化も進められたことは許されません。4月以降、年金の削減の一方で、介護保険料が引き上げられ、とても生活できないと、高齢者からの悲鳴が上がっております。3年ごとに保険料を引き上げ、高齢者に幾重にも負担を押し付ける介護保険制度は破綻していると言わざるを得ません。高齢者が安心して老後を送ることができる制度とすべきであります。

また、介護保険料とともに介護保険報酬を改定する年となりました。前回改定と比べ1.2パーセント増となりましたが、これまで国費だった介護労働者の賃金引き上げ分を介護報酬に組み込んだため、実質0.8パーセントのマイナス改定となっています。介護施設からの利用者追い出しを促進することを鮮明にするなど、保険あって介護なしの実態を加速させる方向です。誰もが安心して利用できる制度を求める国民の願いに逆行する改定は許されません。特別養護老人ホームでは、要介護度の高い人を受け入れる施設ほど報酬を高くし、中・軽度者の入所を困難にしています。また、個室入所を優先するとして、相部屋入所への報酬を減額しました。老人保健施設では、ベッドの回転率が高いなどの施設を評価する報酬を新設し、入所者の早期退所を迫ることを盛り込んでいます。これでは、特別養護老人ホームへの入所待機者を解決するどころか、国が責任を事実上放棄するものと言わざるを得ません。在宅に移行した高齢者への介護の保障もありません。日中・夜間に在宅の高齢者を定期的に訪問する24時間地域巡回型サービスについて、八街市ではその体制はなく、必要な医療や介護が提供される保証がございません。また、掃除や調理などの家事を手助けする生活援助の時間を大幅に制限しました。60分以上としていた時間区分を45分に短縮しました。

このことにより、仕事が時間内に終わらない、買い物に行く時間がとれないなどのサービス低下とともに、ヘルパーを疲弊させ、訪問介護事業所に減収をもたらすこととなり、介護を必要とする人が制度から排除される事態となっています。

平成12年に施行されて以来、次々と改悪された介護保険制度は抜本的な見直しが必要です。緊急に求められるのは、特別養護老人ホーム待機者を解消するための緊急の基盤整備であります。在宅介護では十分な体制づくりに国がもっと責任を持つべきであります。以上の立場から反対するものであります。」

次に、賛成討論が次のようにありました。

「平成24年度末における本市の65歳以上の高齢者人口は1万6千165人、要介護・要支援認定者は2千166人であり、制度開始の平成12年度と比較しますと、高齢者人口は1.8倍に、要介護・要支援認定者は2.6倍に増加し、高齢化社会が急速に進展する中で、介護保険制度が老後を支える制度として定着していることは申し上げるまでもないことと思われます。平成24年度においては介護保険料の改定が行われましたが、千葉県財政安定化基金の取り崩しに伴う交付金を全額繰り入れたことにより、急激な保険料の上昇を抑えております。地域支援事業における介護予防事業では、運動教室の実施回数を倍増するなど、介護予防の普及啓発を推進するとともに、要介護認定を受けていない高齢者を対象に実施した基本チェックリストの結果により、運動器の機能向上事業、栄養改善事業及び口腔機能向上事業を実施することで、生活機能の維持・向上を図っております。さらに、平成24年度からは千葉県の補助を受け、介護度重度化防止対策事業に積極的に取り組んでおり、要介護状態にならない、また重度化しないための施策は、本人・家族はもとより、介護給付費の抑制のためにも効果的であると考えられるところです。また、任意事業では、在宅でおむつを使用している要介護4、5の認定を受けている方へのおむつの支給、食生活の改善と健康保持を目的とした配食サービスの実施など、さまざまな地域支援事業の推進に努めております。以上のことから、介護保険財政の健全性・持続性を確保すべく努力されておりますので、今後における各種サービスの充実に期待いたしまして、賛成いたします。」

採決の結果、賛成多数のもと、認定すべきものと決定しました。

議案第14号、平成24年度八街市学校給食センター事業特別会計歳入歳出決算の認定についてです。

本決算は、歳入歳出決算額6億7千845万8千807円です。本会計は、平成24年度をもって廃止するものであります。

審査の過程において委員から、「給食費の未納者の割合は、文部科学省では、全国的には約1パーセントが未納者とのことですが、八街市での状況を伺う。」という質疑に対して、「未納者は約3パーセントです。長欠が多いということで、今年度になります。夏休み期間中に長欠の多い学校を訪問して、その状況を確認しました。学校の意見の中では、長欠の児童については給食をほとんど食べていない児童の方もいらっしゃいます。そういう状況を把握して、給食費の払えない長欠の児童の親御さんに対する対応について、今検討している

ところです。」という答弁がありました。

次に、「学校給食調理業務の委託により、この間どのくらい経費削減がされたのか伺う。」という質疑に対して、「平成19年度と比較した場合に、2千325万円の減額になります。」という答弁がありました。

次に、「給食費を支払えるにもかかわらず、支払う意思を示さない方にはどのような措置を行っているのか伺う。」という質疑について、「悪質な方については法的措置を行っています。平成24年度は、22人の保護者に対して支払督促の申し立てを行いました。」という答弁がありました。

次に、反対討論が次のようにありました。

「平成24年度の給食費の収入率は、前年度比10.4ポイント減の88.4パーセント。滞納額は4千322万5千93円で、文部科学省の調査では、全国の給食費の未納者は約1パーセントとしていますが、本市では3パーセントになっています。こうした未納世帯に対し、文部科学省の調査では43.5パーセントは保護者の経済的な問題としていますが、その対策が必要であります。

また、現在導入されている民間委託の見直しをすべきであります。委託するためには、食材は受託業者が準備し、受託者の責任において調理業務を行い、調理業務について指揮命令を受けないこと、市のマニュアルでなく独自で業務を行うことなど、これに当てはまらなければ偽装請負となりかねません。また、民間委託を行うことで業務コストを抑え、かつ民間企業が持つノウハウを活かす、また専門的な技術やコスト意識の導入が主な目的としていますが、現状は、自治体から提供される施設・器具で調理を行うので、企業のノウハウは活かされません。ただ、コスト削減だけが先行して、その結果、大切な安全・安心が損なわれることが懸念されております。文部科学省では、新学習指導要領に食育の推進を明記しています。食育基本法では、教職員、栄養士、調理員、そして行政関係者が一体となり、地域との連携も図ることを求めています。委託の条件上、栄養士は委託先の調理員に直接指示、注意することはできず、一体となって給食を作っていく大切な関係は作れません。教育としての学校給食の充実を図るためには、民間委託ではその願いに応えることができません。教育をコスト削減の対象にすべきではありません。以上の立場から反対するものです。」

次に、賛成討論が次のようにありました。

「学校給食センターでは、できるだけ地元産の食材を使用するなど、地産地消に留意され、栄養価や季節感を考慮したバランスのとれた献立や、限られた時間の中で安全で安心な給食の提供を心がけ、できるだけ学校運営に支障が出ないように多くの回数が実施されました。さらに、栄養士が学校を訪問し、食育に関する指導を行っており、児童・生徒の給食、あるいは食に対する理解も深まっております。また、委託しております給食の配送業務や第1調理場の調理業務について、適切、効率的に運営され、問題が生じることはありませんでした。そして、未納給食費の収納にあたっては戸別訪問、電話催促、納付相談による納付誓約書の提出、また、支払えるのに支払う意思を示さない保護者に対する法的措置を実施するなど、

未納対策も積極的に取り組まれております。以上のことから、賛成するものです。」

採決の結果、賛成多数のもと、認定すべきものと決定しました。

議案第15号、平成24年度八街市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてです。

本決算は、歳入決算額10億1千748万5千338円、歳出決算額9億1千709万1千695円で、歳入歳出差引額1億39万3千643円を平成25年度へ繰り越すものでございます。

審査の過程において委員から、「負担金、また使用料の収入未済額の状況を伺う。」という質疑に対して、「受益者負担金の収入未済については、現年分が11件、滞納繰越分が41件の計52件です。不納欠損については、生活苦によるものが3件、倒産によるものが1件です。使用料については、平成24年度に差押予告ということで2件、予告書を出しておりますが、差し押さえはしておりません。」という答弁がありました。

次に、「下水道料金に対する減免状況を伺う。また、減免についての臨機応変な対応について伺う。」という質疑に対して、「使用料の減免については、現在、減免基準を設けており、生活扶助を受けている方とか低所得者については減免をしております。下水道事業自体が独立採算制ですので、減免基準以上の減免については現在考えていません。」という答弁がありました。

次に、「平成24年度下水道普及状況を伺う。」という質疑に対して、「平成24年度末の下水道整備状況については、汚水管総延長が約103.7キロメートル、整備面積は435ヘクタール、全体計画に占める整備率は42.2パーセント、処理人口は1万9千571人、水洗化人口は1万9千281人です。普及率は前年度から0.3ポイント増の26.2パーセント。水洗化率は前年度から0.6ポイント増の98.5パーセントとなっております。」という答弁がありました。

次に、「大池第3雨水幹線事業について、発注者は日本下水道事業団になりますが、この管理などについて市の職員はチェックしていないのか伺う。」という質疑に対して、「工事に対するチェックは下水道事業団の監督員が行いますが、市の職員も随時立ち会っています。」という答弁がありました。

次に、反対討論が次のようにありました。

「平成24年度は、八街市の大規模事業の1つであります大池幹線事業に対して、この準備が始まるわけですけれども、日本共産党は、計画は1時間当たり50ミリメートルの雨量しか受け入れることができない、このことは今後の街づくりに禍根を残すことを厳しく指摘してきたところでございます。この間、八街市は、国の強力な大型公共事業の推進に後押しをされて、市民のサービスや、そして福祉を削減して、大き過ぎるクリーンセンターを建設する、あるいは八街駅前の北口区画整理事業を推進する、そして、北総中央用水事業にどんどん税金を投入してきております。その結果、借金返済がついて回ると。そして、さらには大き過ぎるクリーンセンターは多額の維持管理費がかかる。八街駅前区画整理は地域経済活性化につながると進められたけれども、活性化どころか活用に苦慮するという状況がござ

います。北総中央用水も、目の前に配水管が敷設されても、多くの農家の方々は無用ということで、きっぱりとした態度をとっています。この間に進められた大規模事業は、市の財政を本当に大きくゆがめ、財政悪化をもたらしています。市民の気持ちと遊離した事業への反省もなく、今またさらに市民サービス削減をし、大池幹線事業を進めることは到底認められません。以上の立場から反対するものでございます。」

次に、賛成討論が次のようにありました。

「この決算は、歳入については、厳しい経済情勢の中で、国庫補助金等を最大限に活用しながら自主財源の確保に努め、一般会計からの繰入が必要最小限に抑えられており、歳出については、厳しい財政状況を考慮し、費用対効果を念頭に、適正かつ厳格に執行されております。また、利率の高い地方債の借り替えによる利子支出の削減など、歳出の削減に取り組む一方で、市街地における冠水を解消し、市民生活の改善を図るため、大池第3雨水幹線整備事業に対し支出しており、適切な事業運営を期待しております。以上のことから、私は賛成するものであります。」

採決の結果、賛成多数のもと、認定すべきものと決定しました。

議案第16号、平成24年度八街市水道事業会計決算の認定についてです。

本決算は、収益的収支では、水道事業収益9億8千375万4千817円に対し、水道事業費用9億9千824万1千101円で、収支差引額は1千448万6千284円となり、この額が当年度未処理欠損金となりました。資本的収支では、収入総額6億4千831万4千742円に対し、支出総額9億87万9千352円で、収入額が支出額に対して不足する額2億5千256万4千610円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填するものであります。

審査の過程において委員から、「水道料金が当初予算額に対して3千661万円の減となった原因を伺う。」という質疑に対して、「給水戸数は181戸伸びていますが、節水型の水道機具の普及や使う方の節水志向が強くなってきているものと考えております。」という答弁がありました。

次に、「給水停止世帯の状況を伺う。」という質疑に対して、「給水世帯は1万4千108戸ありますが、給水停止件数は、延べ374件です。給水停止についての運用は、水道料金の滞納が2回の4カ月分になった場合、訪問などをしておりますが、支払っていただけない場合、給水停止の措置をとっております。訪問の際に分割払いの協議が整えば停止はしておりません。」という答弁がありました。

次に、「有収率については、前年度比で3.1パーセント減の79.1という状況の原因を伺う。」という質疑に対して、「有収率の下がっている原因は、漏水が主なものと考えております。現段階で、石綿管が約48キロメートルあり、漏水件数も昨年は186件ありました。職員が探査機を使いながら、漏水箇所について調査をしている状況です。」という答弁がありました。

次に、「地下水の不安を抱える地域があります。拡張計画の状況を伺う。」という質疑に

対して、「4次拡張では八街全域が供給区域で、4万4千人の供給人口の計画がありますが、南部の方へ送水するにあたっては、砂あたりに加圧場もしくは配水場を設けないと供給はできない状況です。現段階ですと、相当な事業費がかかるということから、まず現状で供給されている方への安定した水の供給を図ることが第一だろうということで、事業を展開しているところでございます。」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、認定すべきものと決定いたしました。

以上で決算審査特別委員長の報告を終わりにいたします。何とぞ当委員会の決定どおり、ご賛同くださいますようお願い申し上げます。委員長報告を終わります。

○議長（林 修三君）

ご苦労さまでした。

以上で決算審査特別委員長の報告を終了します。

これから委員長報告に対する質疑を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（林 修三君）

質疑はないようです。これで決算審査特別委員長報告に対する質疑を終了します。

閉会中の継続審査事件、議案第10号から議案第16号の討論通告受付のため、しばらく休憩しますので、休憩時間中に通告するようお願いいたします。しばらく休憩に入ります。

再開時刻につきましては事務局から連絡します。

（休憩 午後 1時35分）

（再開 午後 1時55分）

○議長（林 修三君）

再開します。

これから討論を行います。

議案第10号、11号、12号、13号、14号、15号に対し、丸山わき子議員から。議案第10号に対し、鈴木広美議員から。議案第11号、13号に対し、小山栄治議員から。議案第12号に対し、林政男議員から。議案第14号に対し、服部雅恵議員から。議案第15号に対し、長谷川健介議員から、討論の通告がありますので、順次発言を許します。

最初に、丸山わき子議員の議案10号、11号、12号、13号、14号、15号に対する反対討論を許します。

○丸山わき子君

それでは議案10号、11号、12号、13号、14号、15号に対しまして、反対討論をいたします。

まず、議案第10号、平成24年度八街市一般会計歳入歳出決算認定についてでございます。

平成24年度は野田内閣のもと、4月から年金が物価下落を理由に減額され、障害福祉手当、特別障害者手当、特別児童扶養手当も削減され、年少扶養控除廃止、介護保険料の大幅

引き上げ、25年1月からの復興税の導入など、国民は容赦なく削減と負担増を強いられることとなりました。また、働く人の賃金の低下と労働条件の悪化が進み、2012年度の勤労者の平均賃金は1990年以降で最低となり、ピーク時の1997年より年収で約70万円も減っています。非正規雇用が労働者の3人に1人、若者と女性では2人に1人にまで広がり、年収200万円に満たない労働者が1千700万人を超えています。給与や年金が減る中で生活を維持していくことは、若者から高齢者に至るまで、生活の厳しい現実があります。暮らしが厳しさを増す中で、市民の暮らしを守る市政が求められています。

こうしたもとの、市民が求めていた朝陽小学校危険校舎解消への改築事業、住宅リフォーム助成制度の導入、高齢者肺炎球菌ワクチン接種、人間ドックへの助成、朝陽第3児童クラブの開設など、新たな施策の実施を高く評価するものであります。

一方で、この間、進めてきた身の丈以上のクリーンセンター建設、不要・不急の駅前区画整理事業は市財政をゆがめ、将来の街づくりとは無縁のものとなっています。駅前の約6千万円を投じた森の泉公園の噴水は、年間15万円の経費も出せないほど財政が行き詰まっているもとの、平成24年度予算編成方針は、現行の事務事業の全般にわたり費用対効果の分析、執行方法等についても見直しを実施し、効率的な財政運営を推進するとしましたが、1時間50ミリの降雨量にしか対応できない大池第3雨水幹線事業は別枠であり、駅前区画整理事業と同じように強引に推進しています。日本共産党は今後の街づくりに禍根を残すと指摘してきましたが、改めて厳しく指摘するものであります。昨今の異常気象がもたらす大雨に対応できる雨水対策を検討すべきであり、今は、生活苦にあえぐ市民生活を守り、住民サービス充実を最優先に税金を使うべきであります。

市の財政力指数は前年度よりさらに下がり、財政の硬直化が進み、経済・暮らしの悪化のもとの、過去5年間で最低の税収額となっています。平成24年度予算編成方針では、財源の確保について受益者負担の適正化、市有財産の有効活用、新たな財源の創出に取り組むとし、今までにない徴収強化となりました。平成24年度からは市税等収納補助員が、介護保険料・後期高齢者医療保険料の滞納徴収をできるようにしました。そもそも市税と介護保険サービスや医療に関わる保険料を一緒に徴収すること自体が問題であり、各課が滞納者の状況を把握して対応していくべきであります。また、差し押さえ件数は過去最高の626件、6億3千866万4千円となっています。給与の差し押さえにより自己破産をせざるを得なくなるような厳しい取り立てや、子どもを育てるための資金として積み立てている学資保険まで解約させる強硬なやり方は、絶対にやるべきではありません。市民の暮らしを破壊させるような差し押さえや徴収強化を認めることはできません。

各課が事業展開できないほど予算を削減しているもとの、トップの姿勢として改善すべきは市長交際費であります。平成24年度は見直しをしたとのことですが、県下ワースト2の税収でありながら、印旛郡市で最高の交際費の支出となっています。徹底した見直しを求めるものであります。

また、防災計画の見直しに787万5千円を費やし委託しましたが、県の地域防災計画案

やチェックシートを活用すれば、職員でも十分対応できるものであります。いざというときに役立つ内容にするためには、計画段階から市民・専門家の意見を反映させ、協働の力で作り上げていくことこそが求められています。こうしたところに無駄を省く努力をすべきであります。

市民の暮らしを守る、福祉の充実という点では、この間、多くの福祉サービスが切り捨てられ、削減するメニューもない中で、市長はお年寄りを大切にするとしながら、長寿祝い金の一層の縮小をしました。長い間、社会に貢献してきた高齢者を敬い、祝福するものであり、手を付けるべきではありません。市民生活悪化のもとで、国保税の引き下げ、介護料・後期高齢者保険料への軽減措置、水道・下水道料金の軽減措置は切実です。自治体の住民の暮らし、福祉を守るという本来の役割に立ち返り、市政運営を行うべきであります。

八街市の経済の中心である農業・商工関連の決算額は前年度比12.5パーセント減となり、地域活性化の最も重要な分野での後退となっています。農業振興費の7割は北総中央用水事業で占められていますが、その活用は一部地域であり、農家の期待は決して高くありません。今、最も支援すべきは、後継者育成や安定した農業経営のための支援、農作物の補償です。また、地域活性化に向けた市有地や空き店舗の活用、地産地消の積極的な取り組みなど、従来の枠組みにとらわれない元気な街づくりが必要です。

土木費では、老朽化した市営住宅の再生計画がないまま、閉鎖・取り壊しを行っています。今年中に計画を示すとしていますが、弱者閉め出しの住宅政策ではなく、低廉で安心して生活できる住宅の提供を求めます。また、老朽化した住宅の耐震化を図り、市民の安全を守る取り組みを進めるべきであります。

教育費では、小学校・中学校教育振興費・備品購入費は前年度の半分に削減となっています。文科省は平成24年度からの新学習指導要領のもとに教材整備計画を出し、小学校約500億円、中学校約260億円の交付税措置を決めたとしています。この計算でいけば、市内小学校には約2千万円、中学校には3千万円の予算配分となりますが、わずか10分の1となっています。教育に関わる予算編成にあたっては、一律減額措置はなじみません。教材活用の効果はどのくらい期待できるのかという教育的視点で予算措置をすべきであります。また、就学援助費についても、文科省は新学習指導要領で、部活動も教育活動の一環として位置付け、平成23年度からクラブ活動、PTA会費、生徒会費を就学援助費の対象としましたが、いまだ本市では支給されていません。また、学校給食費の未納が増大しています。7人に1人は貧困家庭という実態を直視し、就学援助費を活用すべきであります。

外国語指導助手の採用に対し、安ければよいという業務委託のあり方は偽装請負になり得る問題を抱えており、よりわかる授業の補償がありません。新学習指導要領では、平成23年度から小学校外国語活動の完全実施、平成24年度から中学校の外国語授業時数の増加に伴う、さらなる外国語活動の充実を図らなければならないときです。柔軟できめ細かな授業を提供することが求められており、教育委員会の直接雇用で、担当授業以外でも自由に児童・生徒との交流ができ、英語や外国への興味を一層引き出せるよう、見直しをすべきであ

ります。

不登校の問題では、小学校では県平均の3倍、中学校では2倍となっており、不登校の低年齢化に合わせ、各小学校への早期の対策強化が必要であります。

以上の立場から反対するものであります。

次に、議案11号、平成24年度八街市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定に対する反対討論であります。

八街市の国保加入者も失業者、非正規労働者、年金生活者など、低所得の加入者が増え、国保が当初できた頃とはさま変わりしていますが、もともと国が財政責任を果たさなければ成り立たない制度であります。この間、国は国保への国庫負担割合を50パーセントから24パーセントにまで減らしてきました。これが保険料の引き上げとなり、そのために滞納者の増加を生み出し、当然国保財政を悪化させ、その改善を図るために、さらに国保料の高騰という悪循環を招いてまいりました。こうした構造のために、滞納者への短期保険証、資格証明書の発行や差し押さえが強化されてきています。しかし、こうした取り組みは保険料の収納率アップにはつながっていません。流れを転換する唯一の手だては、国庫負担を増やして保険料の引き下げや減免制度の充実を行い、滞納を減らすことでもあります。国が進めている国保の広域化で決して解決はできるものではありません。国に対し、国民の健康を守る本来の制度とするよう、厳しく求めていくことが必要です。決算委員会の賛成討論では、市税等徴収対策本部を中心に、収納率向上に向けた施策を展開することを求めています。しかし、徴収強化をしても担税力に限界があります。高過ぎる国保料の改善は切実であります。資格証明書発行のうち74パーセントの180世帯、短期保険証は51パーセントの1千30世帯が、所得100万円以下の世帯となっています。国保料を必死で払っていても、病院への支払いをためらい、病気が悪化していても病院に行けないまま重症化させています。こうしたことが医療費の増大にもつながっています。暮らしや健康を守れない国保料であってはなりません。特に収入に関係なく徴収する平等割の3万5千円、収入につながらない資産割は早急に見直しをすべきであります。

また、年々増大する医療費を改善するために、どれだけ予防医療の取り組みをするかが鍵です。八街市の予防医療への予算は前年度より若干増えたものの、わずか350万円、1人当たり164円です。これでは予防医療に取り組んでいるとは言えません。住民が身近なところで検診を受けることができ、日常的に予防医療への関心をどれだけ持ってもらうのか、そのための積極的な取り組みを求めるものであります。

以上の立場から反対するものであります。

議案第12号、平成24年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定に対しての反対であります。

平成20年の制度スタート時には、高齢者が払う保険料10パーセント、ほかの医療保険からの支援金40パーセント、国・自治体負担50パーセントという財源割合でしたが、75歳以上人口の増加に応じて、高齢者が払う保険料を12パーセント、15パーセントなど

と自動的に引き上げる仕組みになっています。平成24年度は保険料の改定の年でしたが、千葉県では保険料据え置きとなりました。平成24年度の滞納件数は332件で滞納額は1千61万3千500円、無慈悲にも短期保険証が27名に発行されており、納できません。また、不納欠損前年度比1.7倍の307万円、収入未済額も前年度より増えています。平成24年度からは市税等収納補助員が後期高齢者医療保険料の滞納徴収をできるようにしました。そもそも市税と医療に関わる保険料を一緒に徴収すること自体が問題であり、月1万5千円以下の収入しかない高齢者の懐に手を突っ込むような徴収は到底許せません。担当課が滞納者の状況を把握して対応すべきであります。

平成24年度は長寿・健康増進事業費が肺炎球菌ワクチンの接種事業として新たな事業となっています。しかし、その利用はわずかにとどまっています。希望する高齢者がお金の心配なくワクチンの接種が受けられるようにすべきであります。

委員会の賛成討論では、賛成の大前提として75歳以上から急激に医療費が増大しており、そのために後期高齢者医療制度ができたと認識しているという発言がありました。しかし、75歳になったら別枠の医療制度に移し、医療内容を年齢で差別するという、世界でも類を見ない制度となっています。今後も75歳以上の高齢者人口増加のもと、さらに値上げされることになり、年金支給が減り続ける中、高齢者の暮らしに大きな影響を及ぼすこととなります。高齢者が安心して暮らせるにはほど遠い制度であり、一日も早く撤廃することを強く求め、反対するものであります。

次に、議案第13号、平成24年度介護保険特別会計歳入歳出決算認定に対する反対討論であります。

平成24年度は、保険料を3年ごとに改定する介護保険計画の第5期の初年度となり、保険料の見直しが行われました。千葉県財政安定化基金の取り崩しを行い、全額を繰り入れたものの、保険料は13パーセントアップとなり、基準額で6千100円の引き上げとなりました。年間5万2千円となり、第1期の6.7倍の負担増となっております。段階設定をさらに細分化し、低所得者の負担を軽減する取り組みがされましたが、前年度比で1.2倍の滞納者と滞納額を生み出しています。保険料を引き上げ、滞納者には市税等収納補助員による徴収強化も進めたことは許されません。4月以降、年金の削減の一方で介護保険料が引き上げられ、とても生活できないと、高齢者からの悲鳴が上がっています。3年後ごとに保険料を引き上げ、高齢者に幾重にも負担を押し付ける介護保険制度は破綻していると言わざるを得ません。高齢者が安心して老後を送ることができる制度とすべきであります。

また、介護保険料とともに、介護保険報酬を改定する年となりました。前回改定と比べ1.2パーセント増となりましたが、これまで国費だった介護労働者の賃金引き上げ分を介護報酬に組み込んだため、実質0.8パーセントのマイナス改定となっております。介護施設からの利用者追い出しを促進することを鮮明にするなど、保険あって介護なしの実態を加速させる方向です。誰もが安心して利用できる制度を求める国民の願いに逆行する改定は許されません。特別養護老人ホームでは、要介護度の高い人を受け入れる施設ほど報酬を高くし、

中軽度者の入所を困難にしています。また、個室入所を優先するとして相部屋入所への報酬を減額しました。老人保健施設では、ベッドの回転率が高いなどの施設を評価する報酬を新設し、入所者の早期退所を迫ることを盛り込んでいます。これでは、特別養護老人ホームへの入所待機者を解決するどころか、国が責任を事実上放棄するものとなっています。

在宅に移行した高齢者への介護の保障もありません。日中・夜間に在宅の高齢者を定期的に訪問する24時間地域巡回型サービスについて、八街市ではその体制はなく、必要な医療や介護が提供される補償がありません。また、掃除や調理などの家事を手助けする生活援助の時間を大幅に限定しました。60分以上としていた時間区分を45分に短縮。このことにより、仕事が時間内に終わらない、買い物に行く時間がとれないなど、サービス低下とともに、ヘルパーを疲弊させ、訪問介護事業所に減収をもたらすこととなり、介護を必要とする人が制度から排除される事態となっています。平成12年に施行されて以来、次々と改悪された介護保険制度は抜本的な見直しが必要です。緊急に求められるのは、特養への待機者を解消するための緊急の基盤整備です。在宅介護では、十分な体制づくりに国が責任を持つべきです。

以上の立場から反対するものであります。

次に、議案第14号、平成24年度学校給食センター事業特別会計歳入歳出決算認定に対する反対討論であります。

平成24年度の給食費の収入率は前年度比10.4ポイント減の88.4パーセント、滞納額は4千322万5千93円で、文科省の調査では、全国の給食費の未納者は約1パーセントとしていますが、本市では3パーセントになっています。こうした未納世帯に対し、文科省の調査で43.5パーセントは保護者の経済的な問題としています。その対策が必要であります。

また、現在導入されている調理業務の民間委託を見直していくべきであります。委託するためには、食材は受託業者が準備し、受託者の責任において調理業務を行い、調理業務について指揮命令を受けないこと、市のマニュアルではなく独自で業務を行うことなど、これに当てはまらなければ偽装請負となりかねません。また、民間委託を行うことで業務コストを抑え、かつ、民間企業が持つノウハウを活かす、また、専門的な技術やコスト意識の導入が主な目的としていますが、現状は自治体から提供される施設、器具で調理を行うので企業のノウハウは活かされておられません。ただ、コスト削減だけが先行し、一番大切な安全・安心が損なわれることが懸念されます。

文科省では、新学習指導要綱に食育の推進を明記しています。食育基本法では、教職員、栄養士、調理員、行政関係者が一体となり、地域との連携も図ることを求めています。委託の条件上、栄養士は委託先の調理員に直接指示・注意をすることができず、一体となって給食を作っていく、大切な関係は作れません。教育としての学校給食の充実を図るためには、民間委託化ではその願いに応えることができません。教育をコスト削減の対象にはすべきではありません。

以上の立場から反対するものであります。

次に、議案第15号、平成24年度下水道事業特別会計歳入歳出決算認定に対する反対討論であります。

平成24年度は八街市の大規模事業の1つ、大池幹線事業に対し、日本共産党は、この計画は1時間当たり50ミリの雨量しか受け入れることができず、そのことは今後の街づくりに禍根を残すと指摘してまいりました。この間、八街市は、国の強力な大型公共事業の推進に後押しされ、市民サービスや福祉を削減し、大き過ぎるクリーンセンター、八街駅北口区画整理事業、北総中央用水事業に湯水のごとく税金を投入してきました。その結果、借金返済がついて回り、さらに、大き過ぎるクリーンセンターは多額の維持管理費が。また、八街駅前区画整理は地域経済活性化につながると進められたものの、活性化どころか活用に苦慮する状況であり、北総中央用水も、目の前に配水管が敷設されても、多くの農家の方々は無用としています。この間、進められた大規模事業は市の財政を大きくゆがめ、財政悪化をもたらしています。市民の気持ちと遊離した事業への反省もなく、今また、さらに市民サービスを削減し、大池幹線事業を進めることは到底認められません。今、異常気象のもと、市内各地に発生する冠水対策こそ最優先にした街づくりをすべきであります。

以上の立場から反対するものであります。

○議長（林 修三君）

それでは次に、鈴木広美議員の議案第10号に対する賛成討論を許します。

○鈴木広美君

それでは、私は、議案第10号、平成24年度八街市一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場を表明し、討論をさせていただきます。

東日本大震災から2年以上が過ぎましたが、この間、一部地域での震災復興の遅れや原発復旧が長期化するなど、被災地域での不安はまだまだ拭えない状況があります。一方、景気状況は、デフレ状況や雇用環境の悪化、少子高齢化による社会保障制度への不安など、数多くの問題を抱えています。昨年末の政権交代から、民、官の総力を結集した復旧、復興努力を通じ、景気は持ち直しに転じ、平成25年4月、月例経済報告において、景気は一部の弱さが残るものの、このところ持ち直しの動きが見られると表明をしております。しかし、国民レベルでの感覚では、依然として厳しい状況であると言われていた中で平成24年度八街市決算についてですが、最初に、市税については、固定資産税における評価替えの影響があったとはいえ、依然、厳しい状況であり、収入済額においては、対前年度2.5パーセントの減となっております。しかし、徴収率に目を向けますと、市税全体で77.5パーセント、前年度比較で0.3ポイント増となっております。また、個人現年分は94.7パーセントと、前年と同率となっておりますが、個人全体では77.8パーセントと、前年度比較で0.7ポイント、少しばかりではありますが、増となっております。これは、国民健康保険税の徴収率アップとあわせ、市税等徴収対策本部を中心とした、徴収率向上のための全庁的な取り組みの成果であると評価いたします。そのほかの自主財源、各交付金など、依存財

源については、そのほとんどが減額となっており、かわって繰入金と市債が前年度の約1.3倍となっています。今後の中長期的な財政運営、将来の財政負担を考えたとき、基金の備えは必至である中、財源確保に苦慮されたものだと思っております。

歳出においては、八街市総合計画2005で掲げた将来都市像「ひと、まち、みどりが輝くヒューマンフィールドやちまた」の実現に向け、各施策を推進されております。その第1点目は、市民生活を支え、元気にする施策として、地域コミュニティの推進、市民参加協働事業、広報やちまたの充実、北総中央用土地改良事業の推進、産業祭、八街ふれあい夏祭の支援、四木28号線の道路改良事業、育て八街っ子推進事業など、事業が充実され、暮らしの応援がなされているものと思われます。第2点目としては、医療、福祉の充実です。私立保育園開設補助、高齢者肺炎球菌ワクチン接種の実施、子ども医療費、児童医療費の助成、児童手当、子ども手当の支給、児童クラブの開設、ひとり暮らし高齢者等訪問業務など、事業の充実や負担の軽減がなされていると思われます。第3点目としては、安全・安心な街づくりです。地域防災計画の見直し、通学路防犯灯のLED化、防災備蓄資機材の設置、第4分団消防機庫建設、耐震改修費補助など、防犯、防災体制の充実が図られていると思われます。第4点目としては、環境の整備と共生です。大池第3雨水幹線整備、太陽光発電設備導入の推進、家庭用小型合併処理浄化槽設置整備事業、焼却炉維持修繕、焼却飛灰等処理再資源化事業、住宅リフォーム補助事業など、居住環境の向上と循環型社会の構築に取り組まれていると思われます。以上のとおり、八街市総合計画2005に挙げた事業の充実を図り、かつ、市長自らの街づくりに対する考えを織りまぜながら新規事業にも着手しておりますことは、高く評価すべきではないでしょうか。

これら各事業を充実し、実現していった過程として、非常に多岐にわたる市長の活動が、市ホームページの市長の部屋に報告もされております。このような活動状況にもかかわらず、市長交際費の支出基準を見直し、約60万円の削減を行ったことも高く評価すべきであると思ひます。引き続き、市民協働を推進していただくとともに、市長としてのトップセールスに期待する立場から、市長交際費については現状を維持すべきであるものと考えます。とはいえ、監査委員の意見書においては、「厳しい財政状況の中、行財政運営に関し、有効性のもとより、公平性、迅速性なども今後求められ、各種施設についても、その優先順位について十分な検討のもとで、対応をお願いいたします。今後は一層の経費削減に取り組むとともに、新たな財源確保を追求し、複雑かつ多様化する市民ニーズに応えつつ、中期を見据えた行財政運営が望まれます」と。

財政健全化比率の数値を見る限り、健全化は保たれているように見受けられますが、財政推計における財源不足額に関して言えば、数年で、財政調整基金の積立金残高は乏しいような状況と伺っております。これらを踏まえ、今後も引き続き、北村市長の力強い指導力のもと、市税等徴収対策本部、行財政改革推進本部を中心に財政の健全化を維持しつつ、八街市の将来像の実現を目指すため、緩みない行財政運営をお願いいたしまして、賛成討論といたします。

以上です。

○議長（林 修三君）

次に、小山栄治議員の議案第11号、第13号に対する賛成討論を許します。

○小山栄治君

議案第11号、平成24年度八街市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

我が国は、国民皆保険のもと、誰でもが安心して医療を受けることができる医療制度を実現し、平均寿命が延び、乳児死亡率が減少するなど、高い保健医療水準を達成しています。また、医療は市民が安心して日々の生活を営む礎であります。国民皆保険というすばらしい仕組みは、国民健康保険の健全な運営を行うことによって守られていかなければなりません。一方、急速な少子高齢化の進展、経済の低迷、医療の高度化、雇用基盤の変化など、医療を取り巻く環境は大きく変化してきており、医療保険財政は近年厳しい状況が続いております。

さて、八街市の国民健康保険特別会計ですが、保険税の収入額は前年と比較しますと約1千800万円、0.7パーセントの増加となっています。徴収率の向上や収納率についても、現年度分につきましては、平成23年度の84.02パーセントに対して84.06パーセントと、若干ではありますが伸びており、保険税全体での収納率につきましても47.87パーセントと、前年と比較しますと1.73パーセントの増となっております。これは、市税等徴収対策本部のさまざまな施策の成果であると考えられますが、今後の一層の対応を期待いたします。

また、保険給付費については、退職者の増加、被保険者の高齢化などから、前年度より約2億9千万円、5パーセントの高い伸びとなっております。医療費の増加に伴い、歳出額総額で約5億4千万円、率にして6.14パーセント伸びたものの、前期高齢者交付金や県支出金等が増加したことにより、支出増加を補う形となりました。このように、医療費の増加傾向が確実に続いている中にありながら、人間ドック助成事業等の新たな事業も開始するなど、保険税の改正も行わず運営できたことは多くの努力の結果であると思われ、評価に値するものと考えます。

国保担当者は、いまだ社会経済情勢に好転の兆しが見られませんが、市民の健康を守る保険者としての責務を十分に認識しつつ、引き続き、市税等徴収対策本部を中心に徴収率向上に向けた施策を展開し、また、新たな医療制度への的確な対応を図るとともに、より一層安定した国保事業の運営に取り組んでいただきたいとの期待も含め、平成24年度八街市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成するものであります。

次に、議案第13号、平成24年度八街市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、賛成の立場から討論させていただきます。

平成24年度末における本市の65歳以上の高齢人口は1万6千165人、要介護・要支援認定者は2千166人であり、制度開始の平成12年度と比較しますと高齢者人口は1.8倍に、要介護・要支援認定者は2.6倍に増加し、高齢化社会が急速に進展する中で、介

介護保険制度が老後を支える制度として定着していることは申し上げることもないと思われま
す。平成24年度においては介護保険料の改定が行われましたが、千葉県財政安定基金の取
り崩しに伴う交付金を全額繰り入れたことにより、急激な保険料の上昇を抑えております。
地域支援事業における介護予防事業では運動教室の実施回数を倍増するなど、介護予防の普
及啓発を推進するとともに、要介護認定を受けていない高齢者を対象に実施した基本チェッ
クリストの結果により、運動器の機能向上事業、栄養改善事業及び口腔機能向上事業を実施
することで生活機能の維持、向上を図っております。さらに、平成24年度からは千葉県の
補助を受け、介護度重度化防止対策に積極的に取り組んでおり、要介護状態にならない、ま
た重度化しないための施策は、本人、家族はもとより介護給付費の抑制のためにも効果があ
ると考えられるところです。また任意事業では、在宅でおむつを使用している要介護4、5
の認定を受けている方へのおむつの支給、食生活の改善と健康保持を目的とした配食サービ
スの実施など、さまざまな地域支援事業の推進に努めております。

以上のことから、介護保険財政の健全性、持続性を確保すべく努力されておりますので、
今後における各種サービスの充実に期待いたしまして、平成24年度八街市介護保険特別会
計歳入歳出決算の認定に賛成いたします。

○議長（林 修三君）

次に、林政男議員の議案第12号に対する賛成討論を許します。

○林 政男君

私は、議案第12号、平成24年度八街市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

皆様ご存じのように、後期高齢者の特別会計につきましては、かねてから厚生労働省から
発表されております統計を見ますと、75歳以上から急激に医療費が増大しております。そ
ういう観点からこの制度ができたというふうに認識しております。それらを踏まえまして、
次のように発言をさせていただきます。

平成20年4月の後期高齢者医療制度の発足以来、さまざまな議論を経て現在の形になっ
たと承知しております。例えば保険料の軽減措置について言えば、納期どおりの保険料を支
払えなくても保険証が行き渡るように配慮されております。本市の保険料収納率は95.7
0パーセントとなっており、市税や国保と比較すると高い収納率となっております。現在の
超高齢化社会の中では、この収納率の高さは、この制度を維持していくために必要なことだ
と確信しております。また、この制度が都道府県単位の広域連合が運営主体となったことで、
広域化による財政基盤の強化が図られ、高齢者には適切な医療給付が行われたものと思っ
ております。

北村市長におかれましては、このまちに住む方が安心して暮らしていけるよう、後期高齢
者医療制度の充実のために、より一層の努力を講じるように要望いたしまして、賛成討論と
いたします。

○議長（林 修三君）

次に、服部雅恵議員の議案第14号に対する賛成討論を許します。

○服部雅恵君

では、私は、議案第14号、平成24年度学校給食センター事業特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、賛成の立場から討論させていただきます。

学校給食センターでは、できるだけ地元産の食材を使用するなど地産地消に留意して、栄養価や季節感を考慮したバランスのとれた献立や、限られた時間の中で安全で安心な給食の提供を心がけ、できるだけ学校運営に支障が出ないように多くの回数が実施されました。さらに栄養士が学校を訪問し、食育に関する指導を行っており、児童・生徒の給食、あるいは食に対する理解も深まっております。また、委託しております給食の配送業務や第1調理場の調理業務について、適切、効率的に運営され、問題が生じることはありませんでした。

そして、未納給食費の収納にあたっては、戸別訪問、電話催促、納付相談による納付誓約書の提出、また、支払えるのに支払う意思を示さない保護者に対する法的措置を実施するなど、未納対策も積極的に取り組まれております。

以上のことから、議案第14号、平成24年度学校給食センター事業特別会計歳入歳出決算の認定について賛成するものでございます。

以上です。

○議長（林 修三君）

次に、長谷川健介議員の議案第15号に対する賛成討論を許します。

○長谷川健介君

私は、議案第15号、平成24年度八街市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から討論させていただきます。

この決算は、歳入について、厳しい経済情勢の中で、国庫補助金等を最大限に活用しながら自主財源の確保に努め、一般会計からの繰り入れが必要最小限に抑えられており、歳出については、厳しい財政状況を考慮し、費用対効果を念頭に、適正かつ厳格に執行されております。また、利率の高い地方債の借りかえによる利子支出の削減など、歳出の削減に取り組む一方で、市街地における冠水を解消し、市民生活の改善を図るため、大池第3雨水幹線整備事業に対し支出しております。また、大池第3雨水幹線整備事業の適切な事業運営を期待しております。

以上のことから、議案第15号、平成24年度八街市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について賛成いたします。

○議長（林 修三君）

ほかに討論の通告はありません。

これで討論を終了します。

これから採決を行います。

採決は分割して行います。

最初に、議案第10号、平成24年度八街市一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決

します。

この議案に対する委員長報告は認定です。

この議案は原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（林 修三君）

起立多数です。議案第10号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第11号、平成24年度八街市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は認定です。

この議案は原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（林 修三君）

起立多数です。議案第11号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第12号、平成24年度八街市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は認定です。

この議案は原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（林 修三君）

起立多数です。議案第12号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第13号、平成24年度八街市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は認定です。

この議案は原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（林 修三君）

起立多数です。議案第13号は、原案のとおり認定されました。

次に、議案第14号、平成24年度八街市学校給食センター事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は認定です。

この議案は、原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（林 修三君）

起立多数です。議案第14号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第15号、平成24年度八街市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は認定です。

この議案は原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（林 修三君）

起立多数です。議案第15号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第16号、平成24年度八街市水道事業会計決算の認定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は認定です。

この議案は原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（林 修三君）

起立全員です。議案第16号は原案のとおり認定されました。

決算審査特別委員会に付託されていた案件については、ただいま本会議において全て認定されました。

これで決算審査特別委員会を解散します。

それでは、これから休憩に入ります。10分間の休憩に入ります。

(休憩 午後 2時52分)

(再開 午後 3時05分)

○議長（林 修三君）

会議を再開します。

日程第4、議案の上程を行います。

議案第1号から議案第10号を一括議題とします。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（林 修三君）

ご異議なしと認めます。

議案第1号から議案第10号の提案理由の説明を求めます。

○市長（北村新司君）

本日、ここに平成25年12月第4回八街市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはご多用のところご参集いただき、誠にありがたく、御礼申し上げる次第でございます。

提案理由の説明に先立ちまして、3件ほどご報告させていただきます。

まず、1件目につきましては、市内の女子中学生5人が巻き添えになった交通事故についてでございます。

この事故は、去る11月3日の午後9時50分頃、勢田入口付近の市道で発生し、5人のうちの1人が右脚骨折の重傷を負い、3人が軽傷を負うというものでありましたが、事故の原因は飲酒によるものでありました。たとえいかなる理由があるにせよ、飲酒運転は許されるものではなく、私も機会を捉え、飲酒運転の撲滅について訴えてきたところでございます。

このような折、今回のような飲酒運転事故が発生したことは誠に遺憾であり、残念でなりません。今後は佐倉警察署や地域の皆様との連携をさらに強くし、「飲酒運転は絶対にしない、させない」という意識を高めることにより、飲酒運転による悲惨な事故を根絶できるよう、訴えてまいりたいと考えております。

2件目につきましては、台風26号による被害状況及び対応についてでございます。

去る10月15日の深夜から16日の朝方にかけて、千葉県の方角海上を通過した台風26号は、本市にも総雨量306ミリメートルという大雨をもたらしました。私も、法面崩壊箇所や浸水箇所などの現地を担当職員とともに回り、被害の状況を確認してまいりましたが、この大雨の影響により、八街東小学校裏側や金毘羅通りなどの11カ所が通行どめになったほか、道路法面の崩壊が3カ所、床上浸水6件、床下浸水61件の被害が確認されております。また、ニンジン、落花生、ダイコン、サツマイモなどの農作物への被害も市内全域で確認されており、被害総額は2億4千800万円にも登るものと試算しております。現在、冠水対策として東京都八街学園脇に雨水調整池の建設を進めておりますが、今後は市内の雨水流出経路を再度調査し、冠水を防止するための雨水調整池の建設を、財政状況を勘案しながら効果的かつ計画的に進めてまいりたいと考えております。また、農作物の被害に対しましては、県が実施いたします県単災害対策資金制度を利用できることが決定しましたが、市といたしましても、本制度の利用により発生する利息分を補填する利子補給制度の実施に向け、準備を進めてまいりたいと考えております。

3件目につきましては、去る11月24日に開催いたしました平成25年度第36回「八街市産業祭」についてでございます。今年は、台風26号の影響により農作物の生育が遅れたことから出品数が若干減少いたしましたが、好天に恵まれ、過去最高の人出となります約2万2千人の方にお越しいただき、大変賑わいのある産業祭とすることができました。また、今年度に入ってから、安倍総理への八街産落花生のPR活動やB1グランプリ会場における本市特産品の販売のほか、新たに八街駅北口「市」を開始するなど、新たな取り組みにも挑戦してきたところでございます。引き続き、皆様のお知恵を拝借しながら、市の活性化に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上の3件につきましてご報告申し上げます。

それでは、提案理由の説明に入らせていただきます。

本定例会に提案いたしました案件は、専決処分を求める案件1件、条例の制定3件、契約案件1件、平成25年度八街市一般会計等の補正予算5件の、合計10議案でございます。

続きまして、各議案について、ご説明いたします。

議案第1号は、平成25年度八街市一般会計補正予算の専決処分の承認を求めるものでございます。

これは、平成25年10月に発生した台風26号による災害復旧に要する予算の補正を行うにあたり、特に緊急を要し、市議会を招集する時間的余裕がないことから専決処分したものでございまして、地方自治法第179条第3項の規定により議会に報告し承認を求めるも

のでございます。

議案第2号は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定でございます。

これは、消費税法が改正され、平成26年4月1日より税率の引き上げに伴い、消費税等分を考慮して定められている行政財産使用料、公民館使用料、廃棄物の処理及び清掃に係る手数料、駅前広場の使用料、都市公園の使用料、下水道使用料並びに水道料金及び給水申込負担金について検討した結果、料金改定をする必要があることから、所要の改正を行うものでございます。

議案第3号は、八街市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例の制定でございます。

これは、平成25年6月14日に公布されました、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備する法律におきまして社会教育法の一部改正が行われたことに伴い、委員の委嘱基準を市の条例で定めることとなりましたことから、所要の改正をするのが主なものでございます。

議案第4号は、八街市農業経営基盤強化促進協議会設置条例の制定でございます。

これは、農業経営基盤の強化促進に関する基本的構想の策定及び人・農地プランの決定について協議及び検討するため、農業者、農業関係団体等で構成する協議会を設置するものでございます。

議案第5号は、八街市立朝陽小学校校舎及び屋内運動場改築建築工事の請負契約の締結についてでございます。

この工事については、去る11月8日に行いました一般競争入札の結果、平山建設株式会社代表取締役社長、平山秀樹が、8億1千585万円で落札いたしましたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、工事請負契約の締結についての議会の議決を求めるものでございます。

議案第6号は、平成25年度八街市一般会計補正予算についてでございます。

この補正予算は、既定の予算に5千59万7千円を増額し、歳入歳出予算の総額を201億7千966万6千円とするものでございます。歳入につきましては、使用料及び手数料7千505万円、県支出金1千364万7千円、諸収入9千80万2千円を増額し、国庫支出金9千871万円、繰入金3千234万3千円を減額するのが主なものでございます。歳出につきましては、防犯対策費801万5千円、児童福祉総務費121万8千円、母子援護対策費143万8千円、農業後継者対策事業費562万5千円、道路整備事業費221万6千円、公園施設整備事業費556万7千円、小・中学校理科教育振興用備品購入費400万円、スポーツプラザ整備事業費1千35万1千円を増額し、また、平成24年度決算により生じた国及び県支出金の返還に要する経費1億4千213万5千円の計上が主なものでございます。

議案第7号は、平成25年度八街市国民健康保険特別会計補正予算についてでございます。

この補正予算は、既定の予算に4億919万8千円を増額し、歳入歳出予算の総額を98億8千194万円とするものでございます。歳入につきましては、国庫支出金1億477万1千円、療養給付費交付金592万8千円、前期高齢者交付金2億2千73万3千円、県支出金1千770万4千円、繰越金6千万5千円を増額するものが主なものでございます。歳出につきましては、保険給付費1億1千387万6千円、後期高齢者支援金等1億2千683万6千円、介護納付金1千600万8千円、諸支出金1億5千320万5千円を増額し、前期高齢者納付金等93万8千円を減額するのが主なものでございます。

議案第8号は、平成25年度八街市介護保険特別会計補正予算についてでございます。

この補正予算は、平成26年度以降に執行する第6期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定業務にかかる経費について債務負担行為を設定する必要があることによるものでございます。

議案第9号は、平成25年度八街市下水道事業特別会計補正予算についてでございます。

この補正予算は、既定の予算に487万8千円を増額し、歳入歳出予算の総額を18億8千819万8千円とするものでございます。歳入につきましては、繰入金487万8千円を増額するものでございます。歳出につきましては、下水道事業費487万8千円を増額するものでございます。

議案第10号は、平成25年度八街市水道事業会計補正予算についてでございます。

この補正予算は、収益的収入につきましては、既定の予算に138万4千円を増額し、収益的収入の総額を10億6千101万4千円とするものでございます。収益的支出につきましては、既定の予算に256万1千円を増額し、収益的支出の総額を10億6千3万9千円とするのが主なものでございます。

以上で提案いたしました議案の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、可決くださるようお願い申し上げます。

○議長（林 修三君）

お諮りします。ただいま議題となっております議案第5号、八街市立朝陽小学校校舎及び屋内運動場改築建築工事の請負契約の締結については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに質疑、討論、採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（林 修三君）

異議なしと認めます。

これから議案第5号に対しての質疑を行います。質疑はありませんか。

○丸山わき子君

まず、朝陽小学校は危険校舎ということで、地元学区の皆さんから一日も早く改修してほしいという切実な声が上がっておりまして、本当にそういう点では一日も早く改修し、関係学区の皆さんが本当によかったと言える日を早く迎えたいと、私も思っているところでござ

います。

ところが今回、8億1千500万という大変高額な契約に対して、常任委員会の付託を省略ということで。これはやはり額が額だけに省略するということは大変、議会の形骸化するのではないかということで、大変私、この取り扱いに対しては、あってはならないと厳しく指摘したいというふうに思います。

まず、付託を省略しなければならないほどせっぱ詰まっていたのかどうか。先ほど全員協議会の中で、26年の12月までに完成させるんだと。そのためには本日中に可決しなくちゃならないんだよという、そういう報告がございました。しかしながら26年12月までに完成させるという計画は、これはもう以前からあったのではないかと思うわけですね。そういう中でなぜこうやって急いで対応するのか。もっと、26年12月までに完成させることがわかっているわけですから、もっと早くに議会にかけることができなかつたのかどうか。その辺の経緯について、まず1点お伺いいたします。

○教育次長（長谷川淳一君）

お答えいたします。

ただいま丸山委員がおっしゃったとおり、先ほども全員協議会でお話ししたとおりでございますけれども、27年1月から、3学期から供用を開始したいという最終目的を持ってございました。ただ、工事の工程上、既存の古い校舎の解体、それから屋内運動場の解体、これがどうしても工期上10月までかかってしまう。それから浄化槽を切りかえる計画でございます。古い浄化槽を解体した、その上に新しい校舎が建つという配置計画になっておりますので、その浄化槽の解体も12月までかかる予定でございますので、どうしても解体が終わってから発注すると、工事にかかるという工程上の理由がございまして、着工がどうしても12月からでないといけないという状況でございました。あまり早目に発注しても経費が無駄になってしまうということもございまして、12月、工事の着工をめどに発注したいということでございます。

○丸山わき子君

工期がわかっているわけですから、前に前に持っていけば、持っていったんじゃないのかというふうに思うわけなんですね。これだけ大きな額を常任委員会付託省略してしまうというようなやり方であってはならない。そういう点ではもっと慎重な対応が必要ではなかったかというふうに思うわけですね。

それで、今日の全員協議会の中では、常任委員会の付託省略するために文教福祉常任委員会の協議会を開いて説明をしましたということをおっしゃったわけですが、この協議会の中ではどういったことが問題になったのか、また意見が出されたのか。結局、常任委員会は開かれないわけですから、そういった意見をどのようにきちんと受けとめ、それを具体化しようとしているのか。その辺についてはいかがでしょうか。

○教育次長（長谷川淳一君）

ご質問、指摘を受けましたが、まず落札率の関係が1点ございました。97パーセントは

ちょっと高いのではないかというようなご指摘もございました。それからもう1点、これは先ほど丸山議員がご質問された内容と同様の質問がされております。

○丸山わき子君

そういった問題が、全員協議会ですと、きちんと文章化して残っていくわけではないわけですね。そういう意味では大変問題が曖昧になっていってしまうということで、付託省略はだめだよというふうに私は再度、言いたいと思います。

次にお伺いしたいのは、この落札状況。全員協議会でも高過ぎるのではないかというようなことだったと、意見が出たということなんですけれども、大変これは高どまりになっているんですが、これはどのように受けとめているのか、お伺いいたします。

○教育次長（長谷川淳一君）

新聞報道等でもされているとおりでございまして、人件費、また資材が大変高騰してございます。そして積算単価、県の積算単価を用いて主に設計しているわけでございますけれども、実質単価に積算単価が追いついていない状況の中で、大変、耐震工事も不調に終わりましたけれども、この本体工事、建築の本体工事も、担当としましては落札してくれる業者がいるかどうか、大変心配していたところございまして、97パーセントという、確かに数字的には若干高目の数字ではございますけれども、現状を見れば仕方のない数字だというふうに考えております。

○丸山わき子君

アベノミクス。地元の業者さんに仕事をというようなことでやってきていることなんです、実際にはこういうふうに自治体への負担強化というふうにつながっているのかという実態例だというふうに私は思いますけれども。

さらにお伺いいたしますのは、今説明がございましたように、耐震化工事については資材、労務単価が高くて入札は不調に終わってしまったと。しかしながら朝陽小学校は仮契約をしたということなんですけれども、今後、朝陽小学校の建設工事に関わって資材等の確保、これの担保はできているのかどうか。その辺についてお伺いいたします。

○教育次長（長谷川淳一君）

当然、請け負った業者に責任を持ってやっていただけるものと考えております。

○丸山わき子君

成田の平山建設ということなんです、この業者さん、この間、学校建設をどのぐらい手がけてきているのか。その辺についてはいかがなんでしょうか。

○教育次長（長谷川淳一君）

資格要件の審査をしたところ、平成21年度に成東東中で9億を超える中学校の建設工事を請け負っているという実績がございます。

○丸山わき子君

この間、平成21年ということなんですけれども、平山建設というのはいつ設立された会社かよくわかりませんが、設立されてから、こういった学校建設に携わった状況とい

うのは把握されていますか。

○教育次長（長谷川淳一君）

資格審査ではその1件だけしか承知しておりませんが、あとは学校ではありませんけれど、市内ではすずらん幼稚園を建設しているということでございます。

○丸山わき子君

今本当に資材の高騰、あるいは労務単価の高騰という中で、本当に朝陽小学校が建設されていくのに不備というか、建設会社側が投げ出すことのないような、そういう監督が今後とも必要になってくるんじゃないかなというふうに思います。ぜひそういう点では、きちんと建設されていくよう監視は必要ではないかというふうに思います。

それからもう1点伺いたしますのは、消費税が4月から増税されるという見込みで今、市当局はいろんな形で対応されようとしているわけですが、朝陽小学校の建設に関わって、この建設費については3千885万円という消費税を見込んでおりますけれども、今後、4月以降、いろんな形で工事等に関わってくる点で総額どのぐらいを見込んでいるのか。その辺についてはどのように検討されているのでしょうか。

○教育次長（長谷川淳一君）

具体的な数字は今ちょっと持ち合わせてございませんけれども、単純に考えますと、あと3パーセント、5パーセントから8パーセントになりますから、8億の3パーセントで約2千万以上は単純に建築工事に対して消費税を変更契約すると。2千331万だということでございますけれども、この本体工事については消費税が上乘せされることが見込まれております。これに、あと附帯工事で電気工事と機械設備工事、これが約1億3、4千万ずつの工事でございますけれども、これについても今度は8パーセントの消費税が見込まれるということでございます。

○丸山わき子君

財政の厳しい八街市にとっては、消費税増税というのは本当に痛手だと。もちろん市だけではなくて、市民にとっても大変な負担増になっているという点で、はっきり言ってまだ、4月から実施だ、実施だと言っていますけれども、決まったわけではないわけですね。そういう点ではまだ3月までの間に、消費税は増税するなという、そういった声を上げる。国に対して意見を言うていくことはできるわけです。本当に八街市にとって大きな痛手となるわけなので、市長に、私は本当にこういう点では国に対して地方自治体の本当に大変な状況を意見として言うていく必要があるんじゃないかと。消費税は増税するなという、きっちりと、はっきりとした意見を言うべきではないかというふうに思いますが、市長いかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

今般の朝陽小の校舎改築につきましては長い間の地元の子どもたち、地域の方々が本当にもう願って願って、早くやってくれよというような、本当に願いでございました。このたびこのような形で提案できましたことを本当に心から議会の皆様に、まずは敬意を表する次第でございます。朝陽小の子どもたちが今プレハブでずっと、苦勞した教育環境の中で、本当

に私どもといたしまして、執行としまして申し訳ないという気持ちの中で今般提案したものでございます。

今、丸山議員の申されました消費税増税につきましては、機会あるごとに、市長会ではいろいろ議論してまいりたいと思っております。

○議長（林 修三君）

ほかに質疑はございませんか。

○桜田秀雄君

解体工事が遅れたことによって工期が延びる、こういうお話でしたけれども。

それは契約どおり、解体の方は終わっていると。そういうふうに理解していいんですか。

○教育次長（長谷川淳一君）

契約どおりです。

○議長（林 修三君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（林 修三君）

これで質疑を終了します。

これから討論を行います。

議案第5号についての討論を許します。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（林 修三君）

討論がなければ、これで議案第5号の討論を終了します。

これから採決を行います。

議案第5号、八街市立朝陽小学校校舎及び屋内運動場改築建築工事の請負契約の締結についてを採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（林 修三君）

起立全員です。議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第5、発議案の上程を行います。

発議案第6号の提案理由の説明を求めます。

○桜田秀雄君

それでは、発議案第6号、八街市空き家の適正な管理に関する条例の制定について、提案理由の説明をさせていただきます。

提出者は私、桜田秀雄でございます。賛成議員は古場正春議員でございます。

2008年、総務省の調査では、全国の空き家率は13.1パーセント、8戸に1戸が空き家であり、将来は3戸に1戸に増えるとも試算されています。本年10月20日のFNN

のニュースによると、7件に1件は空き家であり、勝浦市では35.92パーセントと、試算が現実化しています。初めての空き家条例は3年前、埼玉県所沢市で制定され、施行後、所有者が飛躍的に空き家を解体し、更地にするなど、条例制定の波及効果が見られます。その後、空き家条例の制定は200自治体になり、この12月議会でも幾つかの団体で制定を見込んでいるとも報道されています。

八街市でも私の知る限り、6件の火災で焼け落ちた家屋など、空き家は3千700戸、今後周辺的生活環境に影響を及ぼすおそれがある管理不全な空き家はますます増加し、周辺の住民の方々の不安を増大することが懸念されます。そこで本年3月議会に、八街市の現状を踏まえ、住環境の整備を包括的に行うため、八街市空き家等の適正な管理に関する条例を提案させていただき、審議の過程でさまざまな指摘をいただきました。

少子高齢化社会に伴う人口の急激な減少を考えると、空き家対策は大きな政治課題であり、政府自民党も、防災や治安の確保の観点から対策法案の取りまとめに着手したとお伺いしております。少子高齢化社会が進む中で住宅の相続放棄等が増加し、持ち主のない物件が問題の解決をますます困難にしています。将来の住宅政策を考えると、空き家問題はただ単に防災や治安維持のみの観点から適正な管理を国民に求めるだけでなく、空き家の有効な活用や持ち主のない不動産の処理など、抜本的な法律の改正が求められ、さきの議会質問の中で不動産等の生前贈与を含めた空き家対策を求めたのもそうした意図からであります。とはいえ、本市でこうした条例を制定することは荷が重く、3月議会での指摘を踏まえ、空き家対策に特化した条例として再提案するものであります。

なお、憲法第29条の財産権との関係で慎重に対処すべきとのご意見や、政府の対策を待つべきだのご意見もございます。しかし本来、民間の空き家等は市の管理権限の及ばない財産であり、民法上、空き家等の管理者は占有者、所有者等であって、管理に瑕疵があることによって他人に損害を与えたときは損害を賠償する責任がございます。この意味合いにおいて法律に名分はありませんが、管理者は他人に損害を与えないように管理する義務を負うものであります。

現在の建築基準法においても指導、勧告、命令、代執行の規定が設けられています。また消防法においても回収、移転、除去を命じることができ、その措置に措置しないときには代執行することができる旨と明示されています。そのほか、個人の権利を制限する規定は数々の法律において求められていますが、現実にその執行が行われた例はほとんど見受けられません。その理由は法律上、認められた個人の権利を制限する不利益処分について、行政がその権限を行使することに対し、不利益処分者側から裁判所に訴えられた場合、十分な対抗要件を用意できないことから裁判に負けるのではないかというおそれから、その執行を躊躇する傾向が見られます。

建築基準法など、さまざまな法律が作られた頃、価格の高い土地、建物などの不動産を廃屋となるまで放置することは想定されておりませんでした。しかし現在では相続等を主な要因として、その管理に見向きもせず、近隣の事など感知しない個人が存在することも事実

で、全く様相が異なってきております。このような社会情勢において、個人の権利と、その管理不全な空き家等の周辺で生活している多くの市民が毎日不安を抱えながら暮らすことの不利益のバランスを解消することは、地方行政に課せられた重い責任であろうと考えております。また、政府自民党が取りまとめようとしている法案の内容も既に条例化している自治体の執行を担保する内容になるものと思われ、何ら条例制定の障害となるものではありません。

よって、本条例案を地方自治法第112条及び八街市議会会議規則第14条の規定に基づいて提出するものです。

なお、本条例案につきましては集合住宅を除く市内3千の世帯にお配りし、ご意見を求めたところ、個々の条項についてのご意見はありませんでしたが、制定を求める声は15件ほど寄せられていることをご報告申し上げ、提案理由といたします。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（林 修三君）

日程第6、休会の件を議題とします。

明日11月30日から12月3日までの4日間を休日及び議案調査のため休会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（林 修三君）

ご異議なしと認めます。11月30日から3日までの4日間、休会することに決定しました。

本日の日程は全て終了しました。

本日の会議はこれで終了します。

12月4日は午前10時から本会議を開き、市政に対する一般質問を行います。

議員の皆様申し上げます。12月10日に議案に対する質疑を予定していますので、質疑のある方は12月5日、午後4時までに通告書を提出するようお願いいたします。なお、所属する常任委員会の所轄する議案については、原則として質疑を避けるようお願いいたします。

この後、総務常任委員会協議会を開催しますので、関係する議員は第2会議室にお集まりください。

長い時間ご苦勞さまでした。

（散会 午後 3時43分）

○本日の会議に付した事件

1. 会議録署名議員の指名
2. 会期の決定
3. 閉会中の継続審査の件
議案第10号から議案第16号
委員長報告、質疑、討論、採決
4. 議案の上程
議案第1号から議案第10号
提案理由の説明
議案第5号
質疑、討論、採決
5. 発議案の上程
発議案第6号
提案理由の説明
6. 休会の件

.....
(9月定例会継続審査)

- 議案第10号 平成24年度八街市一般会計歳入歳出決算の認定について
議案第11号 平成24年度八街市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第12号 平成24年度八街市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第13号 平成24年度八街市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第14号 平成24年度八街市学校給食センター事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第15号 平成24年度八街市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第16号 平成24年度八街市水道事業会計決算の認定について

(12月定例会)

- 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて(平成25年度八街市一般会計補正予算)
議案第2号 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
議案第3号 八街市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第4号 八街市農業経営基盤強化促進協議会設置条例の制定について
議案第5号 八街市立朝陽小学校校舎及び屋内運動場改築建築工事の請負契約の締結について
議案第6号 平成25年度八街市一般会計補正予算について
議案第7号 平成25年度八街市国民健康保険特別会計補正予算について
議案第8号 平成25年度八街市介護保険特別会計補正予算について
議案第9号 平成25年度八街市下水道事業特別会計補正予算について

議案第10号 平成25年度八街市水道事業会計補正予算について

発議案第6号 八街市空き家等の適正な管理に関する条例の制定について